

平成22年度

包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件(テーマ)

ふれあい館の管理運営について

平成23年3月

荒川区包括外部監査人



# 包括外部監査の結果報告書

## 目次

### 第一 外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 選定理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 外部監査の目標	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 包括外部監査人	3
8. 包括外部監査人補助者	3
9. 利害関係	3

### 第二 監査の結果及び意見

#### I ふれあい館の概要

1. ふれあい館に関する経緯	4
2. ふれあい館の事業の概要	5
3. 現状の整備状況及び整備予定	8
4. ふれあい館に関する歳入・歳出	9
5. 施設の概要	10
6. 入館者数	12
7. 施設別の利用状況	15

#### II 個別の事項

1. ふれあい館の維持管理費について	17
2. 各種事業の利用者について	21
3. 業務の再委託の協議について	22

4. 指定管理料の項目の流用について	26
5. 施設の管理に関する業務について	28
6. 相談室について	35
7. 貸室の使用料の管理について	36
8. 貸室使用料の割引について	41
9. 入館者数に対する評価について	43
10. 備品等の管理について	45
11. 備品の購入について	48
12. 指定管理者に対する実績審査について	50
13. 指定管理者からの収支決算報告について	54

## 第一 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

「ふれあい館の管理運営について」

### 3. 選定理由

荒川区は、平成20年4月に作成（平成21年4月に改定）された「ふれあい館整備ニュープラン」において、地域住民のコミュニティの拠点として、「ふれあい館」を整備していく事が掲げられ、平成22年度の初めにおいて、7館のふれあい館が開設しており、また、6館のふれあい館について計画が進められている。

こうした中、ふれあい館は多くの区民が利用しており、その管理・運営の状況を確認する事は有用と考えられる。また、開設している7館においては指定管理者制度が導入されており、その指定管理者との契約の状況及び指定管理者による施設の管理・運営の状況を確認する事は、今後の指定管理者制度の運用方法を検討していく為にも有用と考えた。

更に、6館のふれあい館の開設には、既存施設の改修及び新規施設の購入・建築など、多額な設備投資が予定されており、現状におけるふれあい館の状況を確認することは、今後の整備計画の遂行においても有用と判断し、テーマを選定した。

#### 4. 監査の対象期間

平成21年度を監査の対象期間としたが必要に応じて他の事業年度も対象とした。

#### 5. 外部監査の目標

##### (1) 目標

- ①施設の管理の適正性
- ②貸室に関する手続き及び各種事業の実施の適正性
- ③指定管理者に対する管理・監督の適正性
- ④個別事案の検討

##### (2) 主な監査手続

下記手続を中心に必要と考えられる手続を実施している。

- ①各ふれあい館への往査並びに担当者への事情聴取  
平成21年度において開設済みの6館について5者が指定管理者となっており、全指定管理者を監査対象とする為に5館を選定して往査した。
- ②関係諸資料及び書類の閲覧
- ③サンプル抽出による個別事案の検討

#### 6. 外部監査の実施期間

平成22年7月1日～平成23年3月31日

7. 包括外部監査人

公認会計士 森 賢史

8. 包括外部監査人補助者

公認会計士 5名

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第二 監査の結果及び意見

### I ふれあい館の概要

#### 1. ふれあい館に関する経緯

平成14年3月15日に『新たな「区民ひろば」の構築に向けて＜最終報告書＞』が策定された。

従来、個別の対象と目的を持っていた児童館、老人福祉館、社会教育館、出張所附属集会室などの各施設の利用者が、横断的に「ひろばのようにすべての区民に開かれた施設」として利用できる施設として、37館の「ひろば館」が設置されたが、最終報告書の中で、その「ひろば館」について、

- ①少子高齢化の進行、マンションの増加、IT化の急激な進行等による「区民ひろば」に対する区民の要望が変化していること
- ②施設の老朽化が進行しており、また、比較的狭隘な施設が多いこと

等により、その運営方法及び配置などを大胆に見直すことが必要であり、区民のための新たな「区民ひろば」作りに着手することが必要な旨、述べられている。

そして、新たな「区民ひろば」の施設に関して、

- ①区民が利用しやすいように、半径500mの圏内に1館程度を基本とし、区内に19館程度配置する事
- ②地域住民のコミュニティの拠点として、区民のより質の高い活動を促進し、多目的に利用できる施設として1,000㎡程度の面積の施設を配置する事

が提案されている。

この施設の建設等を進める中で、区のホームページによる公募やひろば館の利用者等へのアンケートにより、平成16年2月に新たな施設の名称として、「ふれあい館」という名称が決定された。

続いて、平成20年4月に「ふれあい館整備ニュープラン」が策定、平成21年4月に改定され、ふれあい館の整備の方法及び機能、そして管理指導体制の確立等について検討されている。

また、荒川区ふれあい館条例（平成16年7月1日条例第21号）第4条において、ふれあい館の管理は、指定管理者に行なわせることとなっている。

## 2. ふれあい館の事業の概要

### ①ふれあい館の事業

荒川区ふれあい館条例（以下、条例という）の第1条に

「区民の相互交流と自主的活動を促進することにより、福祉の増進と生活文化の向上に寄与し、もって心豊かな地域社会の形成を図るため、荒川区ふれあい館を設置する。」

と規定されており、ふれあい館を設置する目的を示している。

そして、ふれあい館を児童育成事業と高齢者レクリエーション事業など様々な事業を一体的に展開し、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が交流でき、また、区民の自主的活動や地域のコミュニティの拠点とするための事業として、条例の第2条に

- 1) 乳幼児から児童、青少年、成人、高齢者まで、あらゆる世代の区民が生き生きと集い、ふれあいと相互交流の輪を広げる事業
- 2) 地域住民の自主的かつ主体的な活動を促進するための場の提供に係る事業
- 3) 遊び、文化、スポーツ、健康づくりその他の教養娯楽活動を通じて地域コミュニティの形成を図るための事業
- 4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

を行なう事が定められている。

各々の事業に関する具体的な内容としては、指定管理者との間で締結される「ふれあい館の管理に関する年度協定書」において次のように定められている。

#### 上記1)の事業

- ア 「児童育成事業」 児童に健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため、児童館としての児童育成事業を実施する。  
例) ドッジボール、紙工作、読み聞かせ、人形劇、館内合宿、遠足など
- イ 「高齢者レクリエーション事業」 高齢者に対して教養の向上及びレクリエーションの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るための事業を実施する。  
例) 日本舞踊、カラオケ、民謡、書道、囲碁など
- ウ 「乳幼児対象事業」 乳幼児と保護者を対象に、現在ひろば館で実施している幼児タイムを中心とした事業を実施するとともに、いつでも親子で遊ぶことのできる「親子ふれあいひろば」を実施する。  
例) 0から5歳児対象乳幼児タイム、パパと遊ぼうなど
- エ 「中高生対象事業」 中高生が興味を持つ事業を実施するとともに、その活動の拠点となるような事業を実施する。  
例) スポーツタイム、スポーツ大会、ヒップホップなど
- オ 「成人対象事業」 在宅の女性や勤労者、企業退職者等が生涯学習を行うための一助となり、興味を持って参加する事業を実施する。  
例) 育児講座、料理教室、絵手紙教室、講演会など
- カ 「世代間交流事業」 あらゆる世代の区民が相互に交流し心ふれあうことのできる事業を実施する。  
例) ふれあい館まつり、地域文化祭、じいじ・ばあばと遊ぼうなど
- キ 「IT利用推進事業」 区民がパソコンやインターネット等に触れるきっかけづくりとその楽しみ方を知ってもらえるよう、サロンのインターネットコーナーを活用して、IT利用推進事業を実施する。  
例) パソコン教室、小学生の課題教育研究など

#### 上記2)の事業

「貸室事業」 ふれあい館には和室・洋室・多目的室など、様々な施設が設置されており、事業に使用しない場合などに貸室として貸し出しを行い、使用料を徴収している。

### 上記3)の事業

- ア 「健康増進事業」 健康を維持するため、誰もが気軽にできる体操や、高齢者から児童まで身体を動かして楽しむことのできるニュースポーツを積極的に実施する。
- イ 「サークル活動支援事業」
  - (ア) サークル活動支援 地域の各種サークルを育成するための相談、助言、指導などの環境整備を行う。
  - (イ) 高齢者一時預かり事業支援 サロンスペースを活用して、高齢者の介助者が買い物等で一時的に不在となる際に、高齢者が安心してくつろぎ、交流できるよう、区民同士が互いに、あるいはボランティアが一時預かり、見守るような環境整備づくりを支援する。
- ウ 「子ども読書活動推進事業」
- エ 「その他事業」 地域まつり・地域こどもまつりへの協力など

### ②休館日及び開館時間

- 1) 休館日 1月1日から同月3日まで 及び 12月29日から同月31日まで
- 2) 開館時間 午前9時から午後10時まで

### 3. 現状の整備状況及び整備予定

平成22年4月1日におけるふれあい館の整備状況及び整備予定に関しては、次の通りとなっている。

ふれあい館名		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	荒木田ふれあい館	平成16年10月開設					
2	西尾久ふれあい館	平成16年10月開設					
3	汐入ふれあい館	平成17年 4月開設					
4	東日暮里ふれあい館	平成17年 4月開設					
5	荒川山吹ふれあい館	平成18年 2月開設					
6	西日暮里ふれあい館	平成20年 4月開設					
7	南千住駅前ふれあい館	工事	指定管理者 選定	開設(4月)			
8	峡田ふれあい館	実施設計	除却工事・ 建設工事	工事・初度 調弁・指定 管理者選定	開設		
9	(仮称)南千住ふれあい 館		測量・地盤調 査・基本設計	実施設計・ 除却工事・ 建設工事	工事・初度 調弁・指定 管理者選定	開設	
10	(仮称)町屋ふれあい館	用地買収	測量・地盤調 査・基本設計	実施設計・ 工事	工事・初度 調弁・指定 管理者選定	開設	
11	(仮称)尾久ふれあい館	測量・地盤調 査・基本設計 (底地買収)	実施設計	除却工事・ 建設工事	工事・初度 調弁・指定 管理者選定	開設	
12	(仮称)東日暮里三丁目 ふれあい館	用地買収	地盤調査(土 壌)・基本設 計	実施設計	工事	工事・初度 調弁・指定 管理者選定	開設
13	(仮称)石浜ふれあい館		測量・地盤調 査・基本設計	実施設計	除却工事・ 建設工事	工事・初度 調弁・指定 管理者選定	開設

#### 4. ふれあい館に関する歳入・歳出

平成17年度から平成21年度の、ふれあい館に関する歳入と歳出をまとめると次の通りとなる。

ふれあい館に関する歳入は、次項以降で述べる貸室を利用者に貸す事による使用料収入である。

また、歳出に関しては、新しいふれあい館の開設に伴い、指定管理者への委託料等が増加している。

(単位：円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入					
ふれあい館使用料	2,774,500	4,354,800	4,719,800	6,081,200	6,800,300
歳出					
ふれあい館費					
報償費	0	0	140,400	120,600	312,600
光熱水費	2,994,649	3,028,049	3,270,124	3,542,891	3,315,916
食糧費	9,119	0	0	3,630	9,650
一般需用費	365,642	1,052,866	1,805,809	1,781,637	1,010,903
役務費	283,815	23,426	189,476	126,420	135,028
委託料	167,053,984	210,045,926	217,521,587	262,654,657	263,721,795
使用料及び賃借料	1,280,886	1,280,886	1,262,050	1,262,050	1,262,050
工事請負費	0	0	11,526,900	2,880,150	714,000
備品購入費	1,180,714	868,177	4,640,987	2,584,725	1,276,012
負担金補助及び交付金	0	0	0	591,919	2,269,835
計	173,168,809	216,299,330	240,357,333	275,548,679	274,027,789

上記歳出のうち、「負担金補助及び交付金」には、耐震工事に関する支出及び平成21年度においては、南千住駅前ふれあい館の開設（平成22年4月）前の支出が計上されている。

## 5. 施設の概要

現在、荒川区において開設しているふれあい館は前頁の通り7館となっているが、その施設の概要は次の通りである。

①荒木田ふれあい館

所在地	荒川区町屋6-13-2		延床面積	1,215㎡	
施設概要					
部屋名	定員(名)	広さ(㎡)	料金(円)		
			区民料金	一般料金	
和室1 舞台付	30	17.5畳	400	900	
和室2	30	15畳	300	600	
和室1・2	60	32.5畳	700	1,500	
洋室1	15	37	300	600	
洋室2	15	42	300	600	
洋室1・2	30	79	600	1,200	
創作室	20	59	400	900	
プレイルーム	20	55	400	900	
調理・会議室	20	34	300	600	
多目的室	125	234	900	1,800	
音楽室	30	56	400	900	

②西尾久ふれあい館

所在地	荒川区西尾久8-33-31		延床面積	1,189㎡	
施設概要					
部屋名	定員(名)	広さ(㎡)	料金(円)		
			区民料金	一般料金	
和室1 舞台付	30	10畳	400	900	
和室2 カーペット敷	30	38	300	600	
和室1・2	60	66	700	1,500	
洋室1	15	36	300	600	
洋室2	15	27	300	600	
洋室1・2	30	63	600	1,200	
創作室	20	39	300	600	
プレイルーム	20	47	300	600	
多目的室	110	197	900	1,800	

③汐入ふれあい館

所在地	荒川区南千住8-2-2		延床面積	1,278㎡	
施設概要					
部屋名	定員(名)	広さ(㎡)	料金(円)		
			区民料金	一般料金	
プレイルーム	30	60	400	900	
図書室	15	47	300	600	
創作室	25	75	400	900	
多目的室	120	210	900	1,800	
和室	60	30畳	900	1,800	

④東日暮里ふれあい館

所在地	荒川区東日暮里1-17-13		延床面積	1,176㎡	
施設概要					
部屋名	定員(名)	広さ(㎡)	料金(円)		
			区民料金	一般料金	
洋室1	15	46	300	600	
洋室2	15	42	300	600	
洋室1・2	30	89	600	1,200	
和室1 舞台付	30	24畳	400	900	
和室2 カーペット敷	30	43	300	600	
和室1・2	60	85	700	1,500	
音楽室	25	58	400	900	
プレイルーム	30	88	400	900	
創作室	20	57	400	900	
多目的室	70	127	900	1,800	

⑤荒川山吹ふれあい館

所在地	荒川区荒川7-6-8		延床面積	1,230㎡	
施設概要					
部屋名	定員(名)	広さ(㎡)	料金(円)		
			区民料金	一般料金	
和室1 舞台付	30	18畳	400	900	
和室2 カーペット敷	30	33	300	600	
和室1・2	60	64	700	1,500	
洋室1	15	40	300	600	
洋室2	15	37	300	600	
洋室1・2	30	78	600	1,200	
調理・会議室	20	44	300	600	
プレイルーム	20	57	400	900	
茶室(桜花亭)	15	50	300	600	
創作室	20	39	300	600	
多目的室	100	193	900	1,800	

⑥西日暮里ふれあい館

所在地	荒川区西日暮里6-24-4		延床面積	1,262㎡	
施設概要					
部屋名	定員(名)	広さ(㎡)	料金(円)		
			区民料金	一般料金	
和室1 舞台付	30	52	400	900	
和室2 カーペット敷	30	32	300	600	
和室1・2	60	84	700	1,500	
洋室1	30	66	400	900	
洋室2	15	34	300	600	
洋室1・2	45	100	700	1,500	
プレイルーム	20	65	400	900	
創作室	25	49	300	600	
音楽室	25	49	300	600	
多目的室	100	245	900	1,800	

⑦南千住駅前ふれあい館

所在地	荒川区南千住7-1-1-208		延床面積	1,220㎡	
施設概要					
部屋名	定員(名)	広さ(㎡)	料金(円)		
			区民料金	一般料金	
多目的室	90	182	900	1,800	
和室	35	81	400	900	
洋室1	15	34	300	600	
洋室2	15	34	300	600	
洋室3	30	59	400	900	
洋室1・2・3	60	127	1,000	2,100	
洋室4	15	30	300	600	
創作室	15	44	300	600	
プレイルーム	20	46	300	600	

上記各施設の使用料については、荒川区ふれあい館条例施行規則において定められている。

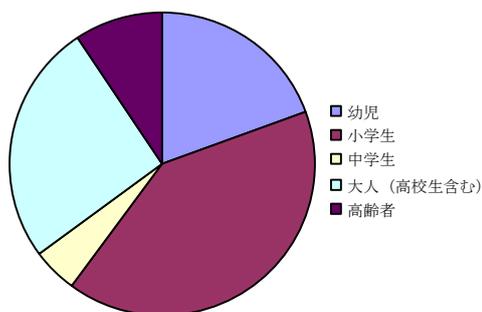
## 6. 入館者数

前述した通り、ふれあい館では各世代を対象とした事業を行なっている。そこで、各館における世代別の入館者数を平成19年度から平成21年度において比較すると下表の通りとなる。

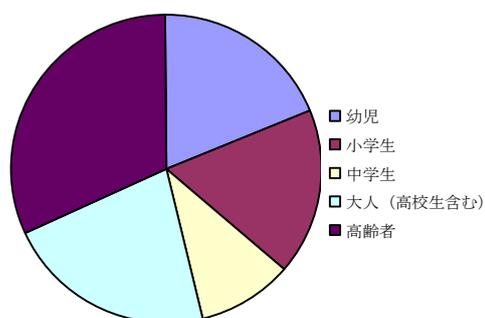
	世代区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		入館者数(人)	構成比	入館者数(人)	構成比	入館者数(人)	構成比
汐入	幼児	11,454	17.1%	14,960	18.8%	16,175	19.4%
	小学生	29,082	43.4%	34,534	43.5%	34,020	40.7%
	中学生	3,006	4.5%	2,366	3.0%	4,163	5.0%
	大人(高校生含む)	17,317	25.8%	21,274	26.8%	21,253	25.4%
	【内:高校生】	338	0.5%	619	0.8%	848	1.0%
	【内:成人】	16,979	25.3%	20,655	26.0%	20,405	24.4%
	高齢者	6,201	9.2%	6,287	7.9%	7,954	9.5%
	総入館者数	67,060	100.0%	79,421	100.0%	83,565	100.0%
荒川山吹	幼児	8,388	18.6%	9,208	18.6%	9,008	18.9%
	小学生	8,059	17.9%	8,897	17.9%	8,336	17.5%
	中学生	5,594	12.4%	6,122	12.3%	4,667	9.8%
	大人(高校生含む)	9,219	20.4%	10,302	20.8%	10,518	22.0%
	【内:高校生】	1,054	2.3%	1,054	2.1%	413	0.9%
	【内:成人】	8,165	18.1%	9,248	18.6%	10,105	21.2%
	高齢者	13,849	30.7%	15,096	30.4%	15,233	31.9%
	総入館者数	45,109	100.0%	49,625	100.0%	47,762	100.0%
荒木田	幼児	9,145	15.7%	8,439	14.1%	7,699	12.3%
	小学生	19,496	33.4%	21,951	36.7%	24,027	38.5%
	中学生	4,825	8.3%	2,950	4.9%	4,033	6.5%
	大人(高校生含む)	14,594	25.0%	16,221	27.1%	16,163	25.9%
	【内:高校生】	1,213	2.1%	1,166	1.9%	990	1.6%
	【内:成人】	13,381	22.9%	15,055	25.1%	15,173	24.3%
	高齢者	10,291	17.6%	10,332	17.3%	10,516	16.8%
	総入館者数	58,351	100.0%	59,893	100.0%	62,438	100.0%
西尾久	幼児	6,521	14.4%	7,439	15.8%	7,985	18.1%
	小学生	15,478	34.2%	16,822	35.7%	12,767	28.9%
	中学生	2,655	5.9%	2,638	5.6%	2,193	5.0%
	大人(高校生含む)	10,724	23.7%	10,248	21.8%	10,781	24.4%
	【内:高校生】	543	1.2%	484	1.0%	380	0.9%
	【内:成人】	10,181	22.5%	9,764	20.7%	10,401	23.6%
	高齢者	9,936	21.9%	9,937	21.1%	10,399	23.6%
	総入館者数	45,314	100.0%	47,084	100.0%	44,125	100.0%
東日暮里	幼児	11,213	20.3%	8,349	16.7%	8,145	16.4%
	小学生	21,879	39.6%	23,436	47.0%	23,974	48.2%
	中学生	747	1.4%	886	1.8%	950	1.9%
	大人(高校生含む)	12,999	23.5%	10,282	20.6%	9,419	18.9%
	【内:高校生】	67	0.1%	171	0.3%	109	0.2%
	【内:成人】	12,932	23.4%	10,111	20.3%	9,310	18.7%
	高齢者	8,378	15.2%	6,944	13.9%	7,242	14.6%
	総入館者数	55,216	100.0%	49,897	100.0%	49,730	100.0%
西日暮里	幼児			14,202	29.1%	17,222	30.7%
	小学生			11,245	23.0%	9,744	17.4%
	中学生			673	1.4%	1,606	2.9%
	大人(高校生含む)			16,728	34.3%	20,287	36.2%
	【内:高校生】			544	1.1%	914	1.6%
	【内:成人】			16,184	33.1%	19,373	34.5%
	高齢者			5,989	12.3%	7,245	12.9%
	総入館者数			48,837	100.0%	56,104	100.0%
合計	幼児	46,721	17.2%	62,597	18.7%	66,234	19.3%
	小学生	93,994	34.7%	116,885	34.9%	112,868	32.8%
	中学生	16,827	6.2%	15,635	4.7%	17,612	5.1%
	大人(高校生含む)	64,853	23.9%	85,055	25.4%	88,421	25.7%
	【内:高校生】	3,215	1.2%	4,038	1.2%	3,654	1.1%
	【内:成人】	61,638	22.7%	81,017	24.2%	84,767	24.7%
	高齢者	48,655	18.0%	54,585	16.3%	58,589	17.0%
	総入館者数	271,050	100.0%	334,757	100.0%	343,724	100.0%

また、平成21年度における各館の世代別の入館者の割合をグラフに示すと次のようになる。

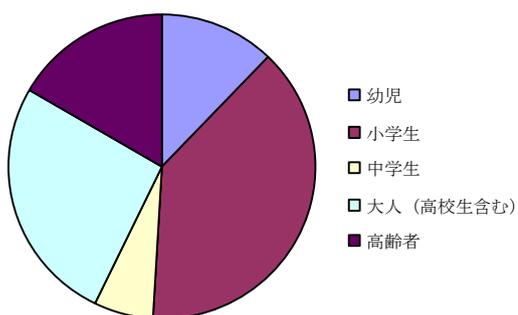
① 汐入ふれあい館



② 荒川山吹ふれあい館



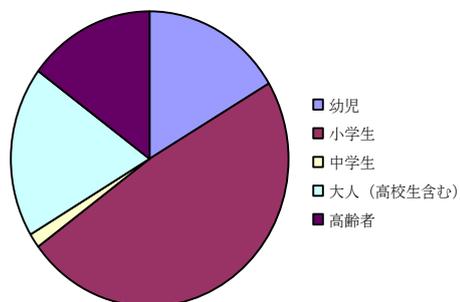
③ 荒木田ふれあい館



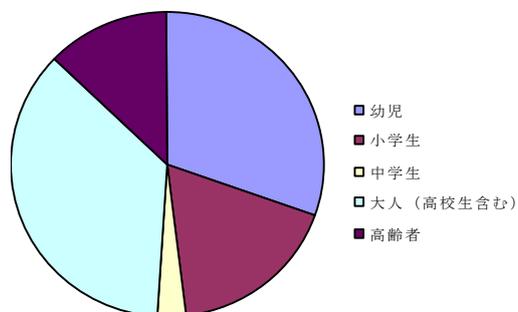
④ 西尾久ふれあい館



⑤ 東日暮里ふれあい館



⑥ 西日暮里ふれあい館



これを見ると、各館の入館者における世代別の特徴として

- ①汐入ふれあい館、荒木田ふれあい館、東日暮里ふれあい館は小学生の利用割合が多く、入館者の概ね40%程度が小学生となっている
- ②荒川山吹ふれあい館においては、高齢者の利用割合が多く、入館者の1/3程度が高齢者となっている
- ③西日暮里ふれあい館は他の館に比べ、幼児及び大人（高校生を含む）の利用者割合が多くなっている
- ④西尾久ふれあい館は、中学生以外の各世代の利用者割合が25%前後となっている

ことが判る。この各館の傾向は過年度においても同様の傾向が見られる。

このことは、そのふれあい館が設置されている地域の世帯における世代の割合にも大きく影響を受けており、また、従来の「ひろば館」において行われていた事業の内容にも影響を受けていると考えられるが、各ふれあい館において、現在、行なわれている事業に、どのような特色を持たせるかによっても参加する世代が異なっているものと考えられる。

また、各ふれあい館に共通して見られる傾向としては、中学生・高校生の入館者割合が少ないことであり、合わせて2%程度のふれあい館もある。スポーツタイムの充実など、各ふれあい館において対策を行なっているが、中学生・高校生の入館者割合が比較的多いふれあい館の事業を参考にし、また、各ふれあい館共通の事業を行なうなど、中学生・高校生の利用者の増加を目指す必要がある。

各ふれあい館の事業などに特色を持たせる事も、利用者の選択肢が広がる面において有用である。それと同時に、利用割合の少ない世代の利用を促す事もふれあい館をあらゆる世代の区民にとっての自主的な活動や地域のコミュニティの拠点としていく為には必要であると考えられる。

## 7. 施設別の利用状況

平成21年度における各ふれあい館の施設の利用状況は、区の所管課がまとめた資料によると次の通りとなる。

ふれあい館名	利用可能区分数(A)	事業		貸出			稼働	
		事業実施区分数(B)	事業実施率(C)	貸出可能区分数(D)	貸出区分数(E)	貸出率(F)	稼働区分数(G)	稼働率(H)
汐入	7,116	5,700	80.1%	1,416	471	33.3%	6,171	86.7%
荒川山吹	15,314	5,808	37.9%	9,506	3,474	36.5%	9,282	60.6%
荒木田	15,755	5,503	34.9%	10,252	2,656	25.9%	8,159	51.8%
西尾久	12,831	5,237	40.8%	7,594	1,859	24.5%	7,096	55.3%
東日暮里	13,597	7,268	53.5%	6,329	1,980	31.3%	9,248	68.0%
西日暮里	13,872	7,248	52.2%	6,624	2,745	41.4%	9,993	72.0%

①利用可能区分数(A)：(例) 汐入ふれあい館

	利用可能日数	利用可能区分数				
		午前	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	合計
和室	356	356	356	356	355	1,423
多目的室	356	356	356	356	355	1,423
創作室	356	356	356	356	356	1,424
図書室	356	356	356	356	354	1,422
プレイルーム	356	356	356	356	356	1,424
計	1,780	1,780	1,780	1,780	1,776	7,116

上記の通り、年間の利用可能日数及び一年間の利用可能なコマ数で算定されている

② (C) = (B) / (A) × 100

③ (D) = (A) - (B)

④貸出区分数(E)：貸室として貸出したコマ数

⑤ (F) = (E) / (D) × 100

⑥ (G) = (B) + (E)

⑦ (H) = (G) / (A) × 100

この利用状況を見ると、

- ①平成21年度において開館している6館において、実施事業のコマ数が、4館については5千台であり、2館については7千台であった。しかしながら、実施可能区分数に対する事業実施率としては、34.9%から80.1%と大きく差異がある。
- ②貸出可能区分数に対する貸出率は24.5%から41.4%となっている。また、各ふれあい館において、「多目的室」などは高い貸出率となっているが、その他の「和室」「洋室」などでは数%から10%台と、貸出率が低くなっているふれあい館が多い。
- ③利用可能区分数に対する事業実施区分数及び貸出区分数で算出した稼働率では、51.8%から86.7%と各ふれあい館において差異がある。

各ふれあい館とも、監査で訪問した際にも多くの事業を行っており、事業の推進に努めていた。貸室の利用については、利用料金も利用しやすい設定となっており、利用を希望する部屋のタイプ及び時間が集中する事もあり、その貸出率の向上には一定の限界があるものと思われる。また、事業実施率に関しては、人員の関係もあり、実施する事業の数にも限界があるものと思われるとともに、利用可能な部屋の数など施設の規模にも事業実施率は影響を受けるため、一概に事業実施率により施設に対する評価を行うことは適当ではない。

しかしながら、事業実施率及び稼働率が低いふれあい館においては、部屋の貸出や事業の実施について、今一度、検討を行うと同時に、施設の有効活用という面においては、空いている施設の利用において、現状の利用方法以外の新たな活用方法も含めて何らかの利用方法を模索していく事も必要であると考え

## Ⅱ 個別の事項

### 1. ふれあい館の維持管理費について

ふれあい館は区の公の施設であり、指定管理者制度が採用されている。今般、この維持管理のために、区が負担するコストの全体像を把握するため、試算を行った。

ふれあい館の維持管理のためには、指定管理者に交付する指定管理料以外に、区が直接執行する建築設備法定点検調査委託費といった、区の決算書において計上されている歳出とともに、施設の減価償却費など、区の決算書において計上されていないコストもある。

#### ＝監査の結果及び意見＝

##### (1) 減価償却費の計算

今回の監査対象とした5館に関して、平成21年度末に区が所有する主な資産について、減価償却費の計算を行うと以下のとおりとなる。

なお、計算にあたっては、以下の前提に立っており、単位は円である。

#### 【前提】

- ① 区より提供を受けた各ふれあい館の整備経費の内訳を前提とする。
- ② 既存建物の撤去費は、ふれあい館の建物の取得価額に含める。
- ③ 工事関係事務費は、当該年度の各工事費を基準として按分する。
- ④ 設計委託等は、各工事の累計工事費を基準として按分する。
- ⑤ 建物、建物附属設備及び構築物を対象とし、備品等は捨象する。
- ⑥ 減価償却費の計算は、法人税法上の旧定額法にて行う。
- ⑦ 耐用年数は、法人税法上の法定耐用年数を基礎とし、建物については、『基準モデルに基づく財務書類作成要領』別表B3（建物の耐用年数）に定める公民館（鉄筋鉄骨コンクリート造り50年）を採用する。

【計算結果】

① 汐入ふれあい館（平成17年4月開館）：8,515,292円

汐入ふれあい館

区分		工事費(A)	工事関係事務費(B)	小計 (C)=(A)+(B)	工事監理委託(D)	取得価額合計 (C)+(D)	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	建築工事	338,053,140	111,324	338,164,464	6,658,303	344,822,767	50	0.020	6,206,810
	電気設備工事	14,400,000	14,235	14,414,235	283,623	14,697,858	15	0.066	873,053
建物附属設備	空調設備工事	11,100,000	10,973	11,110,973	218,626	11,329,599	15	0.066	672,978
	給排水衛生設備工事	9,500,000	9,391	9,509,391	187,112	9,696,503	15	0.066	575,972
	昇降設備工事	3,500,000	3,460	3,503,460	68,936	3,572,396	17	0.058	186,479
合計		376,553,140	149,383	376,702,523	7,416,600	384,119,123	-	-	8,515,292

② 荒川山吹ふれあい館（平成18年2月開館）：11,937,768円

荒川山吹ふれあい館

区分		工事費(A)	工事関係事務費(B)	小計 (C)=(A)+(B)	設計委託(D)	取得価額合計 (C)+(D)	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	既存建物撤去	3,927,000	3,167	3,930,167	124,827	4,054,994	50	0.020	72,990
	建築工事	222,600,000	122,542	222,722,542	7,075,756	229,798,298	50	0.020	4,136,369
建物附属設備	電気設備工事	39,165,000	20,446	39,185,446	1,244,933	40,430,379	15	0.066	2,401,565
	外部監視カメラ設置追加工事	630,000	210	630,210	20,026	650,236	15	0.066	38,624
	空調設備工事	33,600,000	17,548	33,617,548	1,068,039	34,685,587	15	0.066	2,060,324
	給排水衛生設備工事	21,315,000	11,132	21,326,132	677,537	22,003,669	15	0.066	1,307,018
	昇降設備工事	11,550,000	6,029	11,556,029	367,138	11,923,167	17	0.058	622,389
構築物	外構・周辺道路整備工事	17,640,000	5,888	17,645,888	560,720	18,206,608	15	0.066	1,081,473
	サインその他工事	4,672,500	1,560	4,674,060	148,524	4,822,584	20	0.050	217,016
合計		355,099,500	188,522	355,288,022	11,287,500	366,575,522	-	-	11,937,768

③ 荒木田ふれあい館（平成16年10月開館）：11,937,433円

荒木田ふれあい館

区分		工事費(A)	工事関係事務費(B)	小計 (C)=(A)+(B)	設計委託(D)	取得価額合計 (C)+(D)	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	建築工事	232,365,000	130,155	232,495,155	5,977,235	238,472,390	50	0.020	4,292,503
建物附属設備	電気設備工事	37,800,000	19,857	37,819,857	972,347	38,792,204	15	0.066	2,304,257
	空調設備工事	37,590,000	19,736	37,609,736	966,945	38,576,681	15	0.066	2,291,455
	給排水衛生設備工事	24,360,000	12,776	24,372,776	626,624	24,999,400	15	0.066	1,484,964
	昇降設備工事	11,760,000	6,179	11,766,179	302,508	12,068,687	17	0.058	629,985
構築物	外構その他工事	15,330,000	4,089	15,334,089	394,341	15,728,430	15	0.066	934,269
合計		359,205,000	192,792	359,397,792	9,240,000	368,637,792	-	-	11,937,433

④ 西尾久ふれあい館（平成16年10月開館）：11,491,016円

西尾久ふれあい館

区分		工事費(A)	工事関係事務費(B)	小計 (C)=(A)+(B)	設計委託(D)	取得価額合計 (C)+(D)	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	既存建物撤去	8,334,000	7,089	8,341,089	221,503	8,562,592	50	0.020	154,127
	建築工事	218,400,900	117,357	218,518,257	5,804,710	224,322,967	50	0.020	4,037,813
建物附属設備	電気設備工事	42,525,000	20,600	42,545,600	1,130,239	43,675,839	15	0.066	2,594,345
	空調設備工事	32,508,000	15,750	32,523,750	864,005	33,387,755	15	0.066	1,983,233
	給排水衛生設備工事	22,575,000	10,920	22,585,920	600,004	23,185,924	15	0.066	1,377,244
	昇降設備工事	10,500,000	5,088	10,505,088	279,072	10,784,160	17	0.058	562,933
構築物	外構その他工事	12,810,000	3,081	12,813,081	340,467	13,153,548	15	0.066	781,321
合計		347,652,900	179,885	347,832,785	9,240,000	357,072,786	-	-	11,491,016

⑤ 東日暮里ふれあい館（平成17年4月開館）：6,361,718円

東日暮里ふれあい館

区分		工事費(A)	工事関係事務費(B)	小計 (C)=(A)+(B)	設計委託(D)	取得価額合計 (C)+(D)	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	建築工事	88,557,000	40,255	88,597,255	2,397,824	90,995,079	50	0.020	1,637,911
	耐震工事等費用分担金	531,770	-	531,770	-	531,770	50	0.020	9,572
建物附属設備	電気設備工事	24,160,500	10,982	24,171,482	654,185	24,825,667	15	0.066	1,474,645
	空調設備工事	25,410,000	11,550	25,421,550	688,017	26,109,567	15	0.066	1,550,908
	給排水衛生設備工事	18,900,000	8,591	18,908,591	511,748	19,420,339	15	0.066	1,153,568
	昇降設備工事	8,652,000	3,933	8,655,933	234,267	8,890,200	17	0.058	464,068
構築物	外構その他工事	368,550	168	368,718	9,979	378,697	15	0.066	22,495
	サインその他工事	1,050,000	477	1,050,477	28,430	1,078,907	20	0.050	48,551
合計		167,629,820	75,956	167,705,776	4,524,450	172,230,226	-	-	6,361,718

## (2) 区の職員の人件費

ふれあい館の管理業務等に従事している区の職員の人件費については、以下の前提に立って算定した。なお、単位は円である。

### 【前提】

- ① ふれあい館管理業務等全体の人件費  
区より提供を受けた、関連する職員（非常勤職員を含む。）の業務全体に占めるふれあい館管理業務等の従事割合を前提とし、これに平成21年度決算数値による職名別区職員人件費の平均額（正規職員：8,144千円、非常勤職員：2,445千円）を乗じて算定する。
- ② 5館分の人件費  
ふれあい館管理業務等全体の人件費（南千住ふれあい館開館準備業務を含む7館分。）に5/7を乗じて算定する。
- ③ 管理職（課長）の人件費については捨象する。

### 【計算結果】

職員4名で、合計6,109,286円の人件費が充当されている。

担当	事業別業務割合					人件費(単位:円)		
	管理運営費 (ふれあい館) a	親子ふれあいひろば事業費 b	子ども読書活動推進事業費 c	営繕費(ふれあい館) d	計 e=a+b+c+d	全業務 f	ふれあい館業務(7館) e×f	ふれあい館業務(5館) e×f×5÷7
職員 A	5%	5%	5%		15%	8,144,000	1,221,600	872,571
職員 B	35%				35%	8,144,000	2,850,400	2,036,000
職員 C	20%			5%	25%	8,144,000	2,036,000	1,454,286
職員 D	100%				100%	2,445,000	2,445,000	1,746,429
計	160%	5%	5%	5%	175%	26,877,000	8,553,000	6,109,286

## (3) ふれあい館の維持費の計算

(1) にて計算した減価償却費及び(2) にて計算した区の職員の人件費に加えて、指定管理料を始めとする区の決算書に計上されているコストを加算すると以下のとおりとなる。

なお、計算にあたっては、以下の前提に立っており、単位は円である。

### 【前提】

- ① 区より提供を受けた歳入歳出決算書の数値を前提とする。

- ② 備品等の購入費については、減価償却計算にて捨象していることから、取得した年度のコストとして取り扱う。
- ③ ふれあい館使用料は、ふれあい館使用料収入の総額から西日暮里ふれあい館分（1,205,600円）を控除したものとする。

### 【計算結果】

区分	汐入ふれあい館	荒川山吹ふれあい館	荒木田ふれあい館	西尾久ふれあい館	東日暮里ふれあい館	合計
指定管理料	41,006,053	43,989,758	44,352,758	44,685,305	43,571,968	217,605,842
人件費	33,815,928	33,815,928	33,815,928	33,815,928	33,815,928	169,079,640
管理費	4,325,125	7,308,830	7,671,830	8,004,377	6,891,040	34,201,202
運営費	2,865,000	2,865,000	2,865,000	2,865,000	2,865,000	14,325,000
光熱水費	3,315,916	0	0	0	0	3,315,916
受水槽清掃・樹木剪定	27,928	0	0	37,170	57,330	122,428
建築設備法定点検	126,000	84,000	84,000	84,000	84,000	462,000
土地賃借料	0	0	0	0	1,262,050	1,262,050
備品購入費/工事費	0	714,000	0	69,300	0	783,300
親子ふれあいひろば事業費	147,346	278,775	130,252	175,150	154,938	886,461
子ども読書活動推進事業費	187,903	137,718	137,323	129,549	127,429	719,922
小計①	44,811,146	45,204,251	44,704,333	45,180,474	45,257,715	225,157,919
減価償却費	8,515,292	11,937,768	11,937,433	11,491,016	6,361,718	50,243,228
小計②	53,326,438	57,142,019	56,641,766	56,671,490	51,619,433	275,401,147
区職員の人件費	-	-	-	-	-	6,109,286
維持管理コスト合計	-	-	-	-	-	281,510,433

(控除)

ふれあい館使用料収入	-	-	-	-	-	5,594,700
維持管理コスト(純額)	-	-	-	-	-	275,915,733

結果、平成 21 年度におけるふれあい館（5 館）の維持管理費の総額は 281,510,433 円と計算された。

なお、区職員の人件費を除いた 1 館の維持管理コストの額（小計②）は、51 百万円から 57 百万円程度と差があるが、これは減価償却費が主要因であり、これを除くと各館 45 百万円前後で類似している（小計①）。減価償却費の差異は、他の施設との合築か否かなどの建築方法の差異に起因するものであり、これ以外の経費のうち大半を占める指定管理料は各館類似の予算積算がなされており、大きな差は無い。

また、ふれあい館の使用料収入を控除した維持管理コストの純額は、275,915,733 円であり、平成 22 年 4 月 1 日における区の人口 203,713 人で割ると、区民一人当たり年間約 1,354 円の負担をしていることとなる。

この水準の高低については、事業の成果を踏まえて区民が判断すべきものであり、その負託を受ける区の政策判断の問題である。

しかし、現在の区の一般財源による負担が適正なものか否かを判断し、指定管理者に対して、より効果的かつ効率的な運営を求める方向性は指向すべきである。そのためには、指定管理料の実態を適切に把握した上で、効率化する余地の有無を判断することが重要であり、その前提として、指定管理者から正確な収支の状況の報告を受ける必要がある。

そうした中、他の項目において記載したとおり、現状の指定管理料にかかる指定管理者からの収支報告の正確性には疑問がある。早急に改善し、指定管理料の削減を前提としたものではなく、現状の指定管理料の水準と各指定管理者の行っている管理運営業務に関して検討を行う必要がある。

## 2. 各種事業の利用者について

各ふれあい館において、あらゆる世代を対象とした各種事業が行われている。事業の内容には各館の特色があるが、高齢者を対象とした民謡・舞踊・カラオケ・ころばん体操などや各世代を対象としたスポーツ、そして全世代を対象としたパソコン教室など、各館において地域住民からの要望やそのふれあい館が設置されている地域性などを検討しながら企画・開催されている。

各種事業への参加人数は様々であり、毎回、数十名が参加する事業もあれば、数名の参加者の事業もある。

### ＝監査の結果及び意見＝

参加者の少ない事業の中には、毎回、内容を変えながら開催される乳幼児や中高生を対象とした事業もあるが、サークル事業などで、毎週、数名の特定の参加者のみで行われている事業もある。

勿論、参加者の人数のみでその事業の有用性を判断すべきではなく、いろいろな企画を開催し、より多くの地域住民の利用を促す事も非常に重要な役割であり、そうした事の積み重ねが、ふれあいと相互交流の輪を広げ、地域コミュニティの形成を図る事に繋がると思われる。また、ふれあい館に移行する以前の「ひろば館」等において開催されていた事業もあり、その継続を求める声がある大きな事業もある。

しかしながら、ふれあい館は区の施設であり、数名の特定の利用者が参加する事業の為に、「週一回午前中」など定期的に部屋を使用することは、全ての区民が平等に施設を利用できる公平性の観点から検討が必要であると考えます。

ふれあい館が「ひろば館」から移行した経緯より、従来の利用者が利用できる場を考えた上で、継続して行われる事業の中で、例えば一年間実施した後に参加者が少ない事業に関しては、その事業の継続の可否を参加者と検討し、新たな参加者の募集を積極的に募集し継続を試みる、或いは、その事業を他の事業の開催に変更し、新たな参加者を募るなど、より多くの地域住民が利用できるように応える事も必要である。その事が、ふれあい館を「地域住民のコミュニティの拠点」として活性化していく事につながると考える。

### 3. 業務の再委託の協議について

指定管理者の管理運営業務に関しては、基本協定書第16条並びに年度協定書において、その業務の一部を指定管理者以外の第三者に委託し、もしくは請け負わせる場合には、事前に区に書面にて届出た上で、承認を得ることが求められている。

#### 管理に関する基本協定書

- 第16条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 乙は前項に掲げる甲の承諾を受ける場合は、年度協定の締結時に、甲が別途定める様式に基づき、書面により行わなければならない。なお、年度途中で甲の承諾を受ける場合は、必ず業務開始の前に行うものとする。
  - 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

注) 甲：区、乙：指定管理者を指す。

## 管理に関する年度協定書に関する業務仕様書

### 3 指定管理者が行う管理運営業務

#### (3) 施設の管理に関する業務

##### ⑤ 管理業務の委託

指定管理者は、昇降機、消防用設備等の個々の具体的業務を第三者に委託できるものとする。ただし、管理に係る業務を一括して第三者に委託することはできない。管理業務を第三者に委託する場合、指定管理者は甲に委託業者名、委託業者選定方法、委託業務内容、委託期間、委託先の実施体制、職員配置状況等を届出し、承認を得るものとする。

注) 甲：区を指す。

## ＝監査の結果及び意見＝

### 【荒川山吹ふれあい館】

荒川山吹ふれあい館の指定管理者は、平成21年度の指定管理業務に関して、昇降機保守点検業務を含めて4つの業務を第三者に委託する旨、区に事前に届出を行い、承認を得ている。

平成21年度の指定管理業務に係る収支報告より、第三者への委託業務と判断される業務を抽出し、契約書、実施報告書等及び区への再委託届とを照合したところ、一部に再委託に関する区への届出がなされていない業務があった。

具体的には、「増圧給水ポンプ保守点検委託」及び「清掃委託」の業務であり、これらに関しては、指定管理者以外の第三者への業務委託がなされているものの、区への事前の届出がなされていなかった。

その原因は、「増圧給水ポンプ保守点検委託」については、区が業者を派遣しているものと指定管理者が誤認し、契約当事者としての意識が無かったことであり、また、「清掃委託」については、指定管理者の職員が実施している清掃作業と混同し、区への事前の届出が不要と判断したことであった。

「荒川山吹ふれあい館における第三者への業務の再委託」

No.	委託業務	区への委託届	契約書	実施報告書等
1	昇降機保守点検委託	有	有	有
2	消防用設備保守点検委託	有	-	有
3	空調設備保守点検委託	有	-	有
4	非常通報装置保守点検委託	有	有	有
5	増圧給水ポンプ保守点検委託	-	-	有
6	清掃委託	-	-	有

【東日暮里ふれあい館】

昇降機保守点検業務につき、区に対する書類の中で再委託先の委託業者の選定方法に関して「見積競争」と記載されていたが、実際は、当初は2社による「見積競争」であったものの、平成21年度は「随意契約」であった。

また、他の施設では再委託の承認申請の対象となっている学校110番非常通報器保守業務について再委託しているにもかかわらず、再委託の申請がなされていなかった。

【汐入ふれあい館】

学校110番非常通報器保守業務について、再委託業者として区に届出をした事業者とは異なる事業者との間で再々委託契約を締結し、保守業務を行っていた。

【その他】

前述の通り、指定管理者から第三者への「再委託」に関する規定はあるものの、再委託先として承認を受けた第三者が、さらに他の事業者へ委託する場合（再々委託）について、規定上、明記されていない。

実際に幾つかのふれあい館において、「学校110番非常通報器保守」に関する業務を「再委託の承認を受けた第三者」とは異なる別の事業者が実施していた。また、実際には再々委託は行われていなかったが、汐入ふれあい館の昇降機保守点検業務の再委託契約書の第10条（再委託）において「再受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとします。」と規定されていた。

## 【総評】

承認申請に関する内容の誤りや申請漏れが見受けられた。管理運営業務における責任の所在を明確にするなど、再委託に関する承認申請の必要性とその意義を監督者である区は再認識すべきであるとともに、指定管理者は、第三者に対して業務の再委託を行う際には、区に対して事前に届出を行い、承認を受けるという規定を徹底する必要がある。

そして、収支予算書や業務報告書に記載される収支状況等の報告に、様々な委託業務に関する支出予算額並びに実績額が報告されていることから、指定管理者を監督する立場にある区は、当該再委託の届出の対象が十分か否か判断し得る立場にあったと言え、区が相当な注意を払えば再委託に関する承認が漏れていること等は防ぐことができたものとする。今後、区においても、第三者への委託業務を承認するにあたっては、予算書や前年度の業務報告書等の内容を踏まえた上で行うことが望まれる。

更に、再委託先として承認をうけた第三者がさらに他の事業者へ委託する「再々委託」について規定上、明記されていない現状では、再委託に関して事前の協議・承認を求めている規定の意味が実質的には形骸化していると言える。区と指定管理者の間で規定に関する協議を行い、再委託の規定のみではなく、業務の再々委託に関する規定の整備を行うとともに両者による規定の遵守が必要である。

また、現状において、各指定管理者から再委託される業務に関して、定期的には複数の業者の見積もりを入手する、また、入札を行うなど、委託先の見直しが行われてはいない。委託業者の変更については、現在使用している機器についてメーカー系列の保守業者の方が機器に精通している、或いは、区内の業者を積極的に活用している等の理由もあり変更する事が必ずしも有益であると一概には言えない部分もある。しかしながら、委託料やサービスについて見直しを行う事により支出の削減・サービスの向上に寄与する可能性もあると考えられる。定期的に委託料やサービスについて検討を行う事は有益と考える。

#### 4. 指定管理料の項目の流用について

ふれあい館の指定管理者に支払われる指定管理料については、区と指定管理者の間で締結される年度協定書において、項目及び金額が決定されている。

その項目は「人件費」「管理費」「運営費」に分けられ、各々の内容は

人件費・・・常勤・非常勤報酬・共済費、臨時職員賃金

管理費・・・光熱水費、消耗品費、修繕費、委託費など

運営費・・・児童育成費、高齢者レクリエーション事業費、新たなひろば館事業費、IT推進事業費、子育て講演会、お話し会・人形劇など

となっている。

上記の通り、管理費はふれあい館の管理全体に要する支出が計上され、運営費は区が指定管理者に実施を求めている各種事業に要する支出が計上される。その各種事業については、年度協定書の業務仕様書に定められている。

この指定管理料の項目に関して、年度協定書の業務仕様書（年度協定）に

#### 5 管理運営に係る経費等について

(2) 指定管理者は、管理運営経費を人件費、管理費及び運営費の経費区分の金額以内で執行すること。ただし、事前に甲（区）との協議の上、経費区分間で流用することができる。

と規定しており、項目間の流用を認めている。

#### ＝監査の結果及び意見＝

区は指定管理者に対して「乳幼児から児童、青少年、成人、高齢者まで、あらゆる世代の区民が生き生きと集い、ふれあいと相互交流の輪を広げる事業」と「遊び、文化、スポーツ、健康づくり、教養娯楽活動等を通じて地域コミュニティの形成を図るための事業」に関して、業務仕様書で項目を列記し、その実行を求めている。

指定管理者が上記の事業をどのように実施しているかについて、区は、指定管理者からの月次・年次の事業実績報告を受けその内容を確認するとともに、実際に各ふれあい館を随時訪問し、実施の状況を確認している。

しかしながら、指定管理料の項目間の流用について、

- ①その流用の理由などを詳細に検討していない
- ②指定管理料の各項目について予算額と実績額の比較検討を行っていない

など、決算額による各種事業の実施状況の検討は行われていない。

例えば、区としては、運営費の中に「新たなひろば館事業」として150万円の予算を提示しているが、実際に各館で計上されている同項目は数万円～数十万円である。また、その他の運営費においても予算額より実績額の方が大幅に下回っているものが多く見受けられる。各種事業を指定管理者の職員が行うことにより、実際に事業を行ってはいるものの運営費ではなく人件費として計上されるなど、決算の実績額が事業の実施状況と一致しない場合もある。更に、監査の際に、各館において事業実績報告に記載されている各種事業の実施状況を閲覧したところ、各館ともに事業は実施されているものと思われる。

しかしながら、区が必要と考え計上している事業の予算であり、その支出状況を確認することは、事業実績報告とあわせて事業の実施状況を確認する手段となるとともに、実際の支出状況によっては次年度以降の指定管理料に反映すべき事態も考えられる。

指定管理者に指定管理料の決算収支報告の提出を求めている現状を鑑み、指定管理料の項目間の流用に関して申請のあった場合には、その理由の提示を詳細に求めるとともに、決算数値において予算額と乖離の大きい項目、特に運営費の各項目については、その差異に関して説明を求め、内容を分析するなど、決算数値を活用する必要があるものとする。

## 5. 施設の管理に関する業務について

指定管理業務に関しては、基本協定書第26条において、毎年度終了後に収支状況等を含む業務報告書を提出することを指定管理者に求めている。また、年度協定書に添付される業務仕様書（年度協定）において、施設の管理に関する業務の内容を定めている。

### 管理に関する基本協定書

第26条 乙は、毎年度終了後、本業務に関し、甲が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

～第2項以下、省略～

注) 甲：区、乙：指定管理者を指す。

### 管理に関する年度協定書に関する業務仕様書

#### 3 指定管理者が行う管理運営業務

##### (3) 施設の管理に関する業務

###### ① 施設及び設備の管理業務

###### ア 施設の保守管理

施設の仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。（施設内に設置した喫煙所以外は全館禁煙とする。）

###### イ 建物設備の保守管理

施設における建築設備（昇降機設備保守等）は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、適正に管理する。

（以下、③まで省略。）

###### ④ 施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努める。

（以下、省略。）

＝監査の結果及び意見＝

(1) 委託料に係る収支報告の正確性について

平成21年度における委託業務について、区に提出された収支状況の報告書と、実際に、指定管理者が保管している領収書、請求書及び会計伝票等との照合を行ったところ、各館において金額の差異が生じていた。

今回、対象となった館のうち一館を例に検証してみる。

【委託業務に係る区への収支報告の額と実績額】 (単位：円)

N o	委託業務	予算額	区への収支報告	実際の支払額
1	昇降機保守点検委託	800,000	800,000	226,800
2	消防用設備保守点検委託	100,000	78,500	47,250
3	空調設備保守点検委託	207,000	230,000	223,125
4	非常通報装置保守点検委託	30,000	30,135	30,135
5	増圧給水ポンプ保守点検委託	100,000	52,000	47,250
6	清掃委託	1,771,200	1,313,200	530,623
		0		*1 1,555,800

\*1 清掃を指定管理者の職員が行っており、その人件費を算出して計上

本ふれあい館の指定管理者においては、団体内部の会計処理は、実際の支払額に基づき行っているものの、指定管理業務に係る区への収支状況の報告においては、年度当初の予算額と委託料を含む収支全体の状況を勘案し、調整した金額を記載しているとのことであった。

結果として、年度当初の予算額よりも実際の支払額が少ない科目については、予算額よりも実際の支払額が超過した科目の調整弁として扱われており、区に対して報告されている収支状況は、実態を正確に反映していない数値もあった。

また、区は、指定管理者から報告された収支状況について、これまで検証作業や指導を行っていない。

確かに、ふれあい館に関する指定管理業務は、実費精算方式ではなく、事前に合意した指定管理料を前提として、指定管理者の創意工夫により効率的かつ効果的な事業を期待するものである。しかし、収支の状況も指定管理者の業務実績を判断する上での重要な要素であり、特に、一定の管理水準が求められる施設の維持管理業務に関して委託費の実績額を把握することは、その管理状況を判断するための補完材料として有用である。

いずれにしても、そのためには、収支状況の報告が実際の支払額に基づいて作成されることが前提であり、今後、区は、指定管理者に対して、実績額をもって収支状況の報告とすることを徹底する必要がある。加えて、実績審査の一環として、必要に応じて、当該収支状況の報告を検証することも望ましいものとする。

この収支報告の実績に関する問題は別途検討している通り、各ふれあい館において共通する問題である。

## (2) 業務管理水準の明確化について

「(1) 委託料に係る収支報告の正確性について」に記載したように、一定の管理水準が求められる施設の維持管理業務に関して委託費の実績額を把握することは、その管理状況を判断するための補完材料として有用なものとするが、このためには、一定の管理水準が指定管理者に提示・指示されていることが必要である。

各ふれあい館における施設の管理水準は、年度協定書に定められているが、その記載内容は具体性に乏しく、抽象的な表現となっており、具体的な点検回数や清掃業務の内容等までは明示されていない。最初の「指定管理者候補者募集要項」には点検回数等が記載されているが、年度協定書には記載が無いため、実際の点検回数や定期清掃の回数等は、指定管理者が判断する現状となっている。一方、区が指定管理料を積算するに際しては、一定の点検回数等が想定されているものの、これは予算積算上の見積りに過ぎず、指定管理者に対して提示或いは指導されていない。

その為、次の様な問題点が見受けられた。

### 【東日暮里ふれあい館】

#### 1) 清掃業務について

床のワックスがけについては、再委託の申請の後、業者を選定しているにもかかわらず、平成21年度においては実施されていない。区の積算上は年間2回の実施を想定しており、区の施設としての管理水準上、問題があると言わざるを得ない。

#### 2) 昇降機保守点検委託について

本来必ず実施すべき法定点検を実施していなかった。

原因としては、再委託を受けた業者が、区の施設の場合には法定点検を実施する必要がないと勘違いしたものであり、この同一の業者が再委託を受け点検を行っている西日暮里ふれあい館においても同様に法定点検が未実施となっていた。

前述したように、区と指定管理者との間の仕様書に具体的に定められておらず、区において指定管理者への指導が徹底されていないために生じた問題であると考えられる。また、区が管理業務の実施状況について報告を的確に受けなければ防げた問題とも言える。

なお、監査終了後、法定点検は実施された。

### 【汐入ふれあい館】

#### 1) 清掃業務について

日常清掃について、再委託した業務内容においては「年末年始の休日及び祭日を除く毎日」と決められていたが、実際には、「日祭日を除く毎日」として日常清掃が行われており、契約内容と異なっていた。

区の子算の積算上、日常清掃は、日曜日も含めた開館日の毎日において実施すべきと考えており、区は清掃業務の実施内容に問題がないか検討すべきである。また、作業日誌などはなく、口答でのみ実施の確認を行った。

指定管理者は、作業日誌等の作成・提出を受け、日常清掃が履行されたことを確認する必要があると考える。

## 2) 消防設備保守点検委託業務について

再委託を受けた業者と指定管理者との間の契約書において実施することとなっている防火設備の点検について、業者からの報告書によりその実施の状況を確認しようとしたところ、往査した時点では指定管理者が報告書を一部、入手しておらず、実際に点検を実施したかどうかの確認ができない部分もあった。但し、後日再委託業者より実施報告書を入手し、実施した旨の確認をすることはできた。

### 【荒川山吹ふれあい館】

各設備に対する管理業務について、区の予算積算の内容と平成21年度における実際の実施状況を比較すると

- ①昇降機保守点検作業の定期点検が月1回、年12回の予算に対して、年6回の実施
- ②消防用設備保守点検作業が年2回の予算に対して、年1回の実施
- ③空調設備保守点検作業が年2回の予算に対して、年1回の実施

となっていた。

### 【西尾久ふれあい館】

清掃業務の再委託先との契約について、平成17年2月15日に締結された契約書しか存在しない為、確認をしたところ、契約書に記載されている文言により自動更新になるものと誤認していたとの事である。

監査終了後、契約書に自動更新の文言を明記された。

また、空調機器の保守点検についても実施されていなかった。契約書を整備するとともに空調機器の保守点検の実施に関する文言を記載するなど、点検業務の実施を徹底する必要がある。

## 【総評】

ふれあい館は区の公の施設であり、特に、安全性を担保するための諸設備の定期点検の回数等については、通常、区が予算の積算に際して想定している回数等を、指定管理者に対して提示し、その実施を指示すべきものとする。

ふれあい館の設備が所与である以上、指定管理者が発揮すべき効率性は、その単価において求められるべきものであり、作業回数の削減などに求められてはいないと考える。

各ふれあい館においては、現在、特段の支障等は生じていないものの、区から具体的な管理水準が明示されていない場合、指定管理者側にとっては、指定管理期間内においては故障等の具体的な障害が起こらない程度に管理水準を低くする等、逆インセンティブに働きかねず、これは、利用者にとっての安全性が担保されないばかりか、究極の事後保全となり、結果として、区の負担する修繕費等が増大する危険も含んでいる。

今後、施設の管理業務について、再度、ふれあい館が区の施設であることを認識するとともに、指定管理者に対して的確な指導助言をすべき責任があることを、再確認すべきであると考え、指定管理者に対して指示すべき施設の管理水準を具体的に設定し、協定書等において明示することが望まれる。

また、区は指定管理者より提出された業務報告書に基づき、業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うことが基本協定書に定められているが、業務報告書の記載内容は決められておらず、具体的な様式や提出書類も統一されていない。現在は、各指定管理者が任意に提出しているため、たとえば「エレベーターの保守点検報告書」の写しについて、区へ提出している指定管理者もあれば、提出していない指定管理者もあり、業務の実施状況及び管理状況の確認を的確に把握できる状況にあるとは言えない。

業務の実施状況を的確に確認できるよう業務報告書の記載内容を具体的に確定し、各指定管理者より提出を受け、実施状況の確認を行う必要があると考える。

更に、施設の管理業務は基本的には、定型的な業務が中心となるものであり、これらの業務が年間で適切に履行されたか否かを確認するためには、設備管理業務についての年間計画表を作成し、管理することは有効であると考えられる。そして、この計画表に基づき、現場において業務内容を正確に把握し、計画通

りに業務が実施されているか、また実施内容がきちんと履行されているか確認を行えるよう改善すべきと考える。

尚、今回の監査に当たり、各ふれあい館の施設管理に関する業務の実施状況を確認した結果が次の表である。

ふれあい館名		汐入	荒川山吹	荒木田	西尾久	東日暮里	西日暮里	
清掃実施主体	日常清掃	業者	○	○	○	○		
		職員	○		○		○	○
	床ワックス	業者	○	○	○	○		
		職員					○	○
	ガラス清掃	業者	○	○	○	○		
		職員					○	○
業務委託実施回数	定期清掃	床ワックス	3	1	4	2	2	2
		ガラス	2	24	4	1	2	2
	非常通報装置	4	4	4	4	4	4	4
	自家用電気工作物	区で実施	設備なし	設備なし	12	設備なし	設備なし	
	空調機	2	1	3	0	1	1	
	増圧給水ポンプ	設備なし	1	設備なし	設備なし	1	1	
	消防設備	2	1	2	2	2	2	
	受水槽清掃	区で実施	設備なし	1	1	設備なし	設備なし	
	エレベーター	定期点検	12	6	12	12	12	12
		法定点検	1	1	1	1	0	0

## 6. 相談室について

ふれあい館の中には、来館者からの子育てなどに関する相談に対応する為に「相談室」として部屋を備えている館もある。

各ふれあい館を訪問した際に、その使用状況を確認したところ、相談室を設置しているふれあい館においても、個別の相談があった場合には、館内のサロンや事務室などのスペースで対応しており、その使用実績は殆ど無いとのことであった。その為、各ふれあい館では、物品を保管するスペースなどが不足しているため、普段は相談室を倉庫として使用し、必要に応じて相談室として使用しているのが現状である。

### ＝監査の結果及び意見＝

ふれあい館において指定管理者が行う管理運営業務の中には乳幼児対象事業や高齢者対象事業があり、また、ふれあい館の役割として「あらゆる世代の区民のふれあいと相互交流の輪を広げる場」「地域コミュニティの形成を図る場」が掲げられている。

こうした中で、ふれあい館には、子育てや介護等についての悩みを抱える地域住民が来館することも考えられ、その際に、様々な資格や豊富な経験を有する館長はじめ職員が対応する事は、前記の役割を担う為にも、また、区民の健全な生活に資する為にも有用と思われる。

このような相談に対して、現状のように一般のスペースを利用して相談を受ける方が相談者も利用し易いなどの利点もあると思われる。相談室の必要性について、今一度、検討を行い、相談室として整備を行うか、物品の保管スペースなどが不足している現状を鑑み他の利用方法への正式な転用を行うか、を判断することが施設の有効活用に繋がると考える。

また、相談室が設置されていないふれあい館において区と指定管理者との基本協定書「業務仕様書」の「3 管理物件の概要（3）施設の概要④施設内容」に「相談室」が記載されている館があった。業務仕様書は区と指定管理者の間で行うべき業務を定める基本となる書面であり、早急に見直し、整備する必要がある。

## 7. 貸室の使用料の管理について

ふれあい館の管理に関する年度協定書の「業務仕様書」において、

### 8 指定管理者が行う管理運営業務

#### (2) ふれあい館の貸室使用受付及び貸室使用料の収納に関する業務

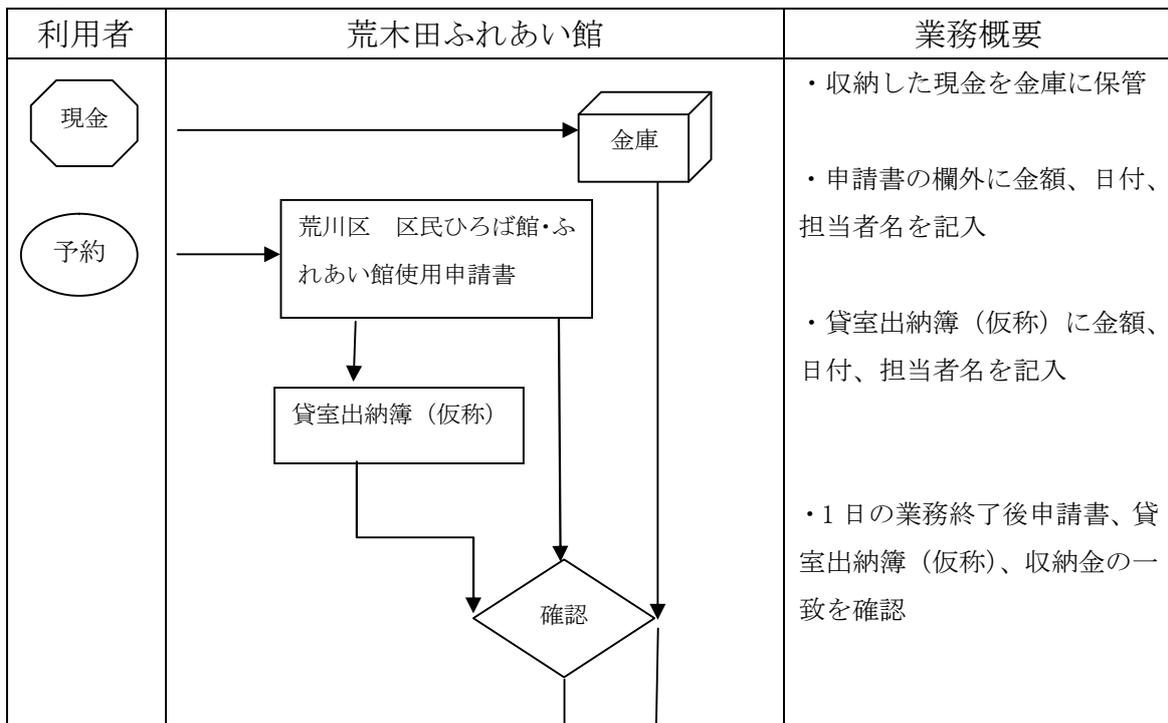
指定管理者は地方自治法施行令第 158 条に基づく下記業務を行う。

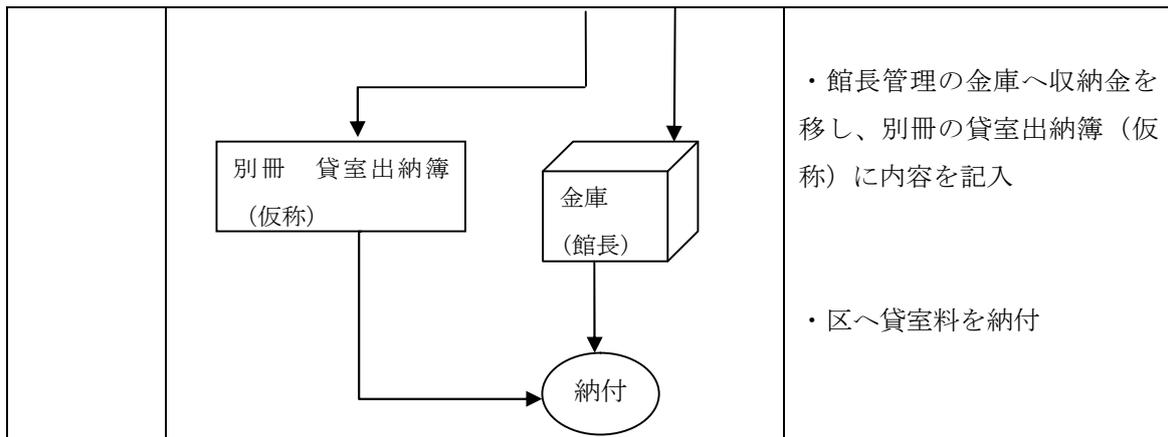
- ①ふれあい館貸室使用申請書の受付及び使用の承認に関する業務
- ②施設予約システムの入力に関する業務
- ③貸室使用料の収納、減額、免除及び還付に関する業務
- ④貸室使用料の区への納付業務

と定められている。

各ふれあい館においては、毎日、「現金収入集計明細票（日計）」などに基づき、収納金額の確認を行い、日々の集計結果を「貸室使用料月報」に記載し、現金については金庫で保管し、保管している貸室使用料が概ね 2～3 万円になった段階で区に納付される。

因みに荒木田ふれあい館において貸室の使用料は下記のように管理されている。





＝監査の結果及び意見＝

(1) 区への納付及び帳票の記載について

【西尾久ふれあい館】

区の「収入一覧表」（歳入調停資料）と貸室使用料月報及び領収書と突合した結果、下記の平成21年11月分以外は正しく納入されていた。

11月分について、本来「44,700円」納入すべきところ、11月12日から13日への月報の残高の繰越ミスにより、「45,400円」と700円多く納入（24日に30,000円、30日（区の歳入日12月1日）に15,400円納入）していた。

この納入差額の700円は館長が個人的に支出しているが、現状で区に訂正の申し出をしていないため、未だ返還されていない。

また、貸室使用料月報と現金集計明細票（日報）と照合した結果、転記ミスが数件見受けられた。

- 1) ①8月27日 収入金額3,900円のところを3,000円と転記ミス  
 ②現金残高としては、前日残高7,300円に正しい収入金額3,900円をプラスして11,200円と正しい金額が記入されていた
- 2) ①2月15日 収入金額1,300円のところを1,000円と転記ミス  
 ②現金残高としては、前日残高35,900円に正しい収入金額1,300円をプラスして、37,200円と正しい金額が記入されていた。

### 【東日暮里ふれあい館】

貸室使用料月報と、区において調定された結果である「収入一覧表」とを照合したところ、一部に差異が生じていた。

具体的には、貸室使用料月報上、4月の利用料金が28,900円となっているものの、「収入一覧表」上においては、平成22年4月24日に28,100円が区の口座に納付されたこととなっている。なお、残額の800円については、平成22年7月14日に納付されていた。

事実関係の調査を依頼したところ、勘違いにより納付額を誤ったものであり、7月に入って、区民事務所の担当者より貸室使用料月報と納付額との不一致を指摘され、追加納付したとのことである。

### 【荒木田ふれあい館】

館長が貸室料を管理している金庫について現金実査が行われていなかった。館長以外の職員又は本部担当者の現金実査が望まれる。

また、貸室の使用申請書の欄外下に、収納した金額・日付・担当者を記入するルールとなっているが、サンプルで確認した平成22年8月分について一部記入漏れがあった。

### 【総評】

何れも金額的には僅少であるが、区へ納入する貸室使用料の管理に関する不備が散見された。

今後は、貸室の使用料金の管理を徹底する必要があるとともに、月報などの記載に関して再度確認を行うなど、貸室使用料の集計業務に関する精度を高める必要がある。現状において貸室の使用料の管理に関する書面のマニュアル等は各館に存在しないが、担当者の異動なども考えられ、また、管理業務の精度の向上を図る為にも書面によるマニュアルの整備を検討する必要がある。

また、区においても、月報と納入金額の差異など、本来は、調定を行う際に把握すべき事案もあり、今後、納付額と「貸室使用料月報」等との照合を確実に行った上で調定を起こすことが望まれる。

(2) 現金の管理について

【西尾久ふれあい館】

平成22年9月8日の監査において現金実査を行った。

金 種	数 量	金 額
10,000 札	1 枚	10,000 円
5,000 札	1 枚	5,000 円
1,000 札	4 枚	4,000 円
500 円玉	3 個	1,500 円
100 円玉	13 個	1,300 円
合 計		21,800 円

帳簿残高は24,800円であり、実際の現金残高の方が3,000円少なかった。内容を確認したところ、差額のうち2,000円については、当日、クッキングの事業があり、つり銭として貸し出しているとの説明であり、また、残りの1,000円については、事業として行われているわくわく工房に貸し出したままとなっており、返金されていないとの説明であった。

仮払金の伝票などを使用しないで、つり銭等を貸室使用料の現金から出金することは、手続き上、問題があると思われる。

また、平成22年9月7日に還付金額700円があり、利用しなかった申込者に返金したこととなっていたが、申込者が印鑑を持ってきていなかった為、後日、領収書に印鑑を押印してもらった後に返金することとなり、実査を行った8日の段階では、別の封筒に現金が入っていた。

実際に還付・返金した日付で、現金に関する書類を作成すべきと思われる。

【荒川山吹ふれあい館】

平成22年9月22日の監査において現金実査を行った。

金 種	数 量	金 額
10,000 円札	6 枚	60,000 円
5,000 円札	6 枚	30,000 円

1,000 円札	9 枚	9,000 円
500 円玉	9 個	4,500 円
100 円玉	42 個	4,200 円
50 円玉	14 個	700 円
5 円玉	4 個	20 円
1 円玉	2 個	2 円
合 計		108,422 円

帳簿残高は 97,618 円であり、差額が 10,804 円あった。

このうち 1,500 円については平成 22 年 9 月 20 日の貸室使用料 1,500 円の伝票が未入力であり、また、つり銭 5,000 円分は現金出納帳よりは「つり銭」として出金しているものの金庫内には現金としてあったため、6,500 円の差額については、原因が判明したものの、差額 4,304 円については、原因が不明となっている。

現金出納帳と実際の現金残高に差異が生じていることの原因について担当者等に確認したところ、本部で伝票を起票した後、ふれあい館の現金出納帳に記入するまでに日数を要し、日々の現金残高と現金出納帳残高に差異が生じることであった。

その為、後日、9 月分の伝票はすべて記帳済みと考えられ、荒川山吹ふれあい館の担当者より 9 月分の現金出納帳を入手し、再度、照合したが、結局、差額の解明をすることができなかった。

#### 【東日暮里ふれあい館】

往査時（平成 22 年 9 月 1 日）に指定管理者の保管する現金を実査したところ、区施設予約システム上の「現金収入集計明細票」に登録されている現金残高（45,000 円）と、実際の現金残高（44,200 円）との間に差異（800 円）があった。

事実関係の調査を依頼したところ、前日（8 月 31 日）に受け付けた予約分（音楽室 400 円×2 件：合計 800 円）が金庫の中に保管されておらず、事務机の上で他の資料と紛れてしまっていたとのことであった。

本来は、日々、窓口の受付時間終了後、保管している現金残高と帳簿残高（現金収入集計明細票等）とを照合しているとのことであったが、その運用が徹底されていなかったものである。また、照合した事実も記録に残っていない。

## 【総評】

各ふれあい館において現金残高と帳簿残高に差異があることは問題である。現金に関してその出納及び残高の確認に関する手続きを定め当該運用を徹底するとともに、管理責任の明確化、内部的な牽制効果及び帳簿との差額が生じた際の事実確認に資すること等の為に、照合した結果（照合者、照合した結果等）を明確に記録することが必要と考える。

## 8. 貸室使用料の割引について

ふれあい館の貸室を利用するための登録は、区及び区民事務所でのみ行われる。5名以上の団体登録が必要で、利用者は「ひろば館・ふれあい館使用団体登録申請書」に、必要事項を記入し、氏名、住所及び電話番号を記載した「団体構成員名簿」を添付して申請する。

登録申請が許可されると、平成23年3月31日までは有効期間が平成23年6月30日までの団体証が、平成23年4月1日からの新規登録者には平成26年6月30日までの団体証が発行される。

登録された団体のメンバーの過半数が荒川区民か在勤者であり、かつ、代表者が荒川区に在住・在勤・在学の場合、区民団体となり、貸室の使用料は割引料金が適用される。それ以外の団体等にたいしては割引料金が適用されない。

＝監査の結果及び意見＝

### 【西尾久ふれあい館・荒川山吹ふれあい館】

西尾久ふれあい館において、「ひろば館ふれあい館施設使用連絡票」をサンプル抽出した利用者の中に、区民が過半数を占めているものの、使用料に割引料金が適用されていない団体が数件あったため、担当者に確認したところ、教室として使用している団体に対しては使用料を割引せず、100%の使用料で貸与していることが判明した。

## 荒川区ふれあい館条例施行規則に

第 15 条 ふれあい館の施設利用において、第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る使用者が、入場者より入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、前条の規定にかかわらず、第 12 条の使用料の額（注：一般料金）を徴収する。

と規定され、割引が適用される団体であっても参加者から入場料等を徴収する場合には一般料金の使用料を徴収する旨が規定されている。また、営業等を行う団体にふれあい館の貸室の貸与はできないこととなっている。

しかしながら、受講者の希望が多く、料金が教材費・実費程度であり、不特定多数の受講者を募っていない場合には、西尾久ふれあい館では、貸室の使用を容認する代わりに、割引料金ではなく一般料金を徴収することに決定をしたとの事である。

しかし、荒川山吹ふれあい館においても、西尾久ふれあい館とは異なるが、受講者がサークル活動として講師を招き、貸室を利用しているケースがあったものの、西尾久ふれあい館のように 100%の料金を収受せず、区民団体として割引料金で貸室を提供していた。

理由を確認したところ、受講者が講師に支払っている謝礼金額や活動内容、募集の方法等を確認することは、ふれあい館の指定管理者としては限界があり、確認をすることは難しい為、とのことであった。

### 【総評】

貸室の利用に関して、その利用者の利用状況を厳密に把握することは、指定管理者の人数の点からも、また、各利用者との関係の点からも困難な事と思われる。しかしながら、同様の活動でありながら、利用するふれあい館によって、貸室の使用料に差異が生じる事は問題である。

区において、利用者が団体として登録する際に、活動の内容や受講者等から徴収する料金の有無及びその金額、また、募集の方法など、指定管理者が利用者の使用の可否や使用料金を判断する上で必要な情報を記載させるとともに、その登録の内容を定期的に確認するなど、利用者の実態を把握し、貸室の公平な使用の確立に努める必要がある。

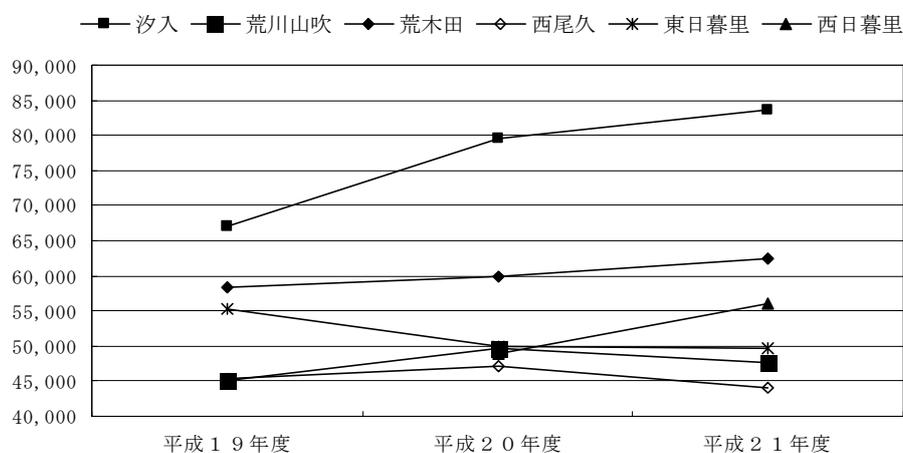
## 9. 入館者数に対する評価について

区で集計している「ふれあい館 世代別入館者数」をもとに、各ふれあい館の入館者数について平成19年度から平成21年度を比較すると下記の通りとなる。

(単位：人)

ふれあい館名	平成19年度	平成20年度	増減		平成21年度	増減	
			数	率		数	率
汐入	67,060	79,421	12,361	18.4%	83,565	4,144	5.2%
荒川山吹	45,109	49,625	4,516	10.0%	47,762	-1,863	-3.8%
荒木田	58,351	59,893	1,542	2.6%	62,438	2,545	4.2%
西尾久	45,314	47,084	1,770	3.9%	44,125	-2,959	-6.3%
東日暮里	55,216	49,897	-5,319	-9.6%	49,730	-167	-0.3%
西日暮里	*1	48,837	—	—	56,104	7,267	14.9%
計	271,050	334,757	63,707	23.5%	343,724	8,967	2.7%

\*1 平成20年4月 開設



各ふれあい館が設置されている場所の地域性にもよるが、入館者数が増加している館、減少している館があり、また、1年間を通じての入館者数にも大きな差があることが判る。

## ＝監査の結果及び意見＝

監査に際し、当初入手した資料によると西尾久ふれあい館の平成20年度の入館者数は47,084人となっており、平成19年度の入館者数58,828人と比較して11,744人と大きく減少しているものと思われた。その為、その減少原因及びその減少に対して区及び指定管理者としてどのように対応したか区に対して質問を行った。その質問に対する区の回答は、「原因を調査したところ同館の平成19年度の入館者数の集計に誤りがあり、実際には45,314人であった。その為、1,770人の増加となる。」旨の内容であった。

入館者数の集計の結果に対して、その動向を注視して、特に減少に対しては区と指定管理者において原因の分析及び対処方法の検討を適時・適切に行っていれば、入館者数の誤りが看過されることは無かったものと思われる。また、実際に減少原因について確認を行ったケースでは指定管理者より口頭で報告を受けているのみであり、具体的な対応策の文書による提示などを求めているのが現状である。

こうした現状において、各ふれあい館における入館者総数及びその推移に対して、区として一定の評価を行い、増減、特に減少に対して指定管理者から正式に見解を求め、その改善方法の提示を受けるなど、入館者数の増減に対する対策の検討及び指定管理者に対する評価が行われているとは言い難い。

確かに人口の増加している地域に設置されているふれあい館は入館者数の自然な増加が予想される。また、近隣の小学校との関係から来館する児童数に変動がもたらされる等、指定管理者以外の要因に基づく増減も大きい。

しかしながら、入館者数が増加すれば、指定管理者の業務に対する負担は増加することが考えられる。また、近隣の状況に反して入館者数の増加に成功しているふれあい館がある可能性もある等、入館者数の増減に対する分析を行う事により、指定管理者に対する評価の一因とする必要があるものとする。

そして、「児童育成事業と高齢者レクリエーション事業など様々な事業を一体的に展開し、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が交流でき、また、区民の自主的な活動や地域のコミュニティの拠点となる「ふれあい館」を整備する」というふれあい館事業の目的から考えると、入館者数の減少に対しては、地域

への広報の活性化やそのふれあい館で行われている事業の見直しなど、より多くの地域住民が来館する為に施策を講じていく必要がある。

今後は、入館者数の動向に対して区が今以上に指定管理者に対して、分析を求め、それに基づく評価を行っていく事を検討する必要があるとともに、指定管理者と一緒に入館者数の増加を図る方策を検討していく必要があるものと考ええる。

なお、東日暮里ふれあい館は、建物の配置上、入口が直接公道に面しておらず、利用者にとって、ふれあい館の存在がわかりづらい施設となっている。3か所の入り口があるものの、いずれも施設名の記載された小規模の簡単な看板があるだけで、ふれあい館の存在をアピールする事ができていない。より多くの区民が利用していくためには、判り易い看板の設置や利用案内・実施している行事についての掲示板の設置など、工夫をする余地があると考ええる。

## 10. 備品等の管理について

区と指定管理者との間において締結される基本協定書第23条において、区が指定管理者に備品等を無償貸与する旨及び指定管理者の管理者責任の内容が規定されている。また、無償貸与される備品等の具体的な内容については、基本協定書に添付される業務仕様書の別表1に列挙して示されている。

なお、指定管理者においては、別途、区から入手した「供用備品一覧表」のデータを利用して独自の管理簿を作成し、現物管理を行っている。

### 管理に関する基本協定書

- 第23条 甲は、仕様書に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。
  - 3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
  - 4 乙は、備品等（I種）を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に

応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

注) 甲：区、乙：指定管理者を指す。

＝監査の結果及び意見＝

【荒川山吹ふれあい館】

指定管理者の使用している管理簿（以下、「管理簿」という。）と実際の備品等の現物並びに基本協定書の別表 1 とを照合したところ、管理簿と備品等の現物とは照合できたものの、基本協定書の別表 1 に記載されている現在高とは整合しないものがあった。

具体的には、管理簿に記載され、実際に現物として存在しているものの、基本協定書上の現在高は「0」として記載されているものが6種あり、区から指定管理者に無償で貸与されている備品等の実態と基本協定書の記載内容とが整合していないこととなっている。

「基本協定書の別表 1 と管理簿との相違」

物品コード	品名	品質・規格 (抜粋)	協定書上の 現在高	管理簿上の 現在高
010315	長椅子	1818*700*715	0	1
010326	幼児用腰掛	297*285*803	0	2
010446	本箱	1800*700*1150	0	2
010546	テレビ台	1506*400*496	0	1
083916	電気糸のこ盤	920*300*470	0	1

116022	収納台車	2022*746*1400	0	3
--------	------	---------------	---	---

このように、協定書に掲載されている区からの貸与備品の一覧の中で「現在高」が「0」となっている状況は、他のふれあい館にも同様に存在している。

#### 【東日暮里ふれあい館】

- ①現物に添付されているべき備品シールが剥がれている備品が3件あったため、再貼付を依頼した。
- ②「ロッカー」などの区所有の備品の一部につき、現物は存在するものの、指定管理者が管理運営業務を開始するに当たり、本来、区の作成する供用備品一覧表及び協定書の備品一覧に記載されるべきところ、その手続きが漏れていると考えられる備品が数点あった。これらについては、再度、点検確認を行い、その結果により、供用備品一覧表等に記載し、備品として管理すべきであるとする。
- ③ふれあい館の事業への参加者の私物を預かっているケースがあった。本来、区の施設において個人の私物を預かることは問題があると思われる。理由を確認したところ、大きな物や重い物など、理由があつて預かっているとのことであったが、紛失時の保管責任の所在や他の利用者との平等の観点からも好ましいことではない。預かる必要があるものについては、規定を設けるなど厳密に対応していく必要があるものとする。

#### 【荒木田ふれあい館】

供用備品一覧表と現物の確認を行った結果、供用備品一覧表には載っているものの現物の見当たらないものが4件、現物はあるものの備品シールが貼付されていない為、供用一覧表の備品番号との確認を行う事ができなかったものが5件あった。

## 【総評】

基本協定書は区と指定管理者との間の責任関係を定める基本的な文書であり、区から無償貸与される備品等の管理責任の範囲を特定する上でも、別表1に記載される備品の内容に関しては正確性が求められる。

確かに、指定管理者における実際の備品等の管理は、別途、区が提供している「供用備品一覧表」のデータを使用しており、現状、管理は行われている。しかし、基本協定書の意義を踏まえ、再度、備品等の実態を把握した上で、別表1を正確に再作成する必要がある。また、その後、備品に異動が生じた場合等は、別表1を更新し、区と指定管理者によって確認を行うなど、区が所有する備品に対する書面の整備を図る必要がある。

### 1 1. 備品の購入について

ふれあい館において指定管理者が管理運営業務を行うに当たり、3万円以上の備品を購入する場合には、本来、区と別途協議し、必要に応じて区の予算により購入すべきこととなっている。

＝監査の結果及び意見＝

#### 【西尾久ふれあい館】

収支内容を確認する中で、管理費にあたる消耗品費の中の「管理用、館内美化、コピー用紙代」の予算が73,000円であるのに対し、実績額は729,534円となっており、差額が656,534円と多額な為、その内容を確認したところ、リソグラフ購入代294,000円及び保守料57,750円並びに指導料63,000円の合計414,750円が含まれていることが判明した。

区がリースをしていたリソグラフがリース期間の満了を迎えるにあたり、本来、区が新たなリース契約を締結するか、或いは、備品として購入すべきところ、そのリソグラフの指定管理者による買い取りを区の職員より提案された。指定管理者とリース会社が検討を行った結果、別のリソグラフの中古物件を購入したとのことである。

区の職員からの提案に基づく購入でもあり、区への承認が不要と判断してしまったとのことである。

リソグラフはリース物件であったため、区が所有し指定管理者に無償貸与される備品として協定書に記載されている〈備品等Ⅰ種〉には含まれていない。

区も指定管理者も備品の購入手続きについて、今後、十分に注意をする必要がある。

### 【汐入ふれあい館】

平成21年2月にパソコン1台（取得価額99,136円）を管理費の消耗品扱いとして取得していた。

また、同様に巧技台について、一体として使用している各部を3件（頭部等98,000円・ふた等98,000円・すべり面等98,450円）に分けて、平成19年3月に児童育成事業費で取得していた。

### 【総評】

上記の両ふれあい館の備品については、前述の通り、ふれあい館の事業に必要な備品の購入として、区の備品購入予算に計上し承認された後に、翌年度、区が購入し指定管理者に貸与することが原則であり、支出・購入方法に問題があるものと思われる。

また、これらの備品については、区の所有備品として管理すべきものにもかかわらず、協定書の備品一覧及び供用備品一覧表等には記載されず、備品の管理としても問題と考える。

しかしながら、指定管理者が実際に、日々の管理運営業務を行うに当たり、購入を急ぐ備品が必要になる事も十分に考えられ、そうした場合、区との協議を行い、その予算執行を受けた上で使用に供するといった時間が無い場合も考えられる。

今後、備品の購入に関する手続きについて、今一度、区と指定管理者で検討を行い、指定管理者の管理運営業務が滞ることの無い、そして、区の備品を購入する手続きの上で問題の無い手続きを策定し、その結果定められた方法に関してはそれを遵守していくとともに、区において管理すべき備品に関しては備品台帳への掲載など、必要な措置を講じていかなければならないと考える。また、現状において、今回の指摘のような方法で指定管理者において購入された物品の有無及びその所有の所在を明らかにし、区の所有物に関しては、備品として管理する必要がある。

## 1 2. 指定管理者に対する実績審査について

「ふれあい館の管理に関する基本協定書」において

### 第 25 条

乙（指定管理者）は、毎年度終了後、本業務に関し、甲（区）が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

### 第 26 条

甲は前条により乙が提出した業務報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、前項における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

と規定されており、区がふれあい館の指定管理者に対して管理監督を行うとともにその業務の実施状況・収支状況等を確認する事となっている。また、「荒川区ふれあい館条例施行規則」においても指定管理者は、必要事項を記入した事業報告書を作成し、区に提出することとなっている。

現状において、区は指定管理者から提出される事業報告書その他の書類に基づきふれあい館における管理運営業務の状況を確認している。

現在の区における指定管理者に対する実績の評価は

1) 指定管理者が提出した事業報告書及び事業計画書を確認するとともに区の担当者が随時、ふれあい館を訪問する事により

- ①施設の管理状況の確認
- ②区が実施を求めている各種事業の実施状況の確認を

区の担当課が行い、その結果を「指定管理者 実績審査結果表」として作成している。

この実績審査結果表に記載される項目は

- 1 施設概要
- 2 事業計画
- 3 施設の管理運営状況
  - (1) 施設の管理運営状況
    - ①施設・付帯設備の適切な管理
    - ②職員体制及び職員の勤務状況
  - (2) 施設の利用状況
    - ①公平かつ適切な利用サービスの提供
    - ②事業計画に沿った事業の実施

となっており、この各項目に関して、指定管理者からの提出書類、指定管理者の実施した利用者アンケートの結果、区の担当者の施設訪問などによって確認を行い、記載されている。

2) 外部専門家（中小企業診断士）により、各指定管理者から提出された書類の確認が行われ、その結果として「指定管理者制度〔実績審査 外部専門家による審査〕におけるチェックリスト」が作成される。

このチェックリストに記載される項目は

労働環境「良好なサービスを提供できる労働環境であるか。」

- ・事業計画書に定められていた、必要な人員数が確保されているか。
- ・法令等に人員配置基準が定められている場合、その基準を満たしている

か。

- ・必要な資格・経験等を有する人員が適切に配置されているか。
  - ・指揮命令系統など業務執行体制は明確か。
  - ・施設管理に従事する職員の雇用形態・勤務条件は適切か。
  - ・技能・技術等を維持向上するための研修等を定期的かつ適切に実施しているか。
  - ・外部委託を行っている場合、協定や法令に基づいて行われているか。
- 経営財務「良好なサービスを提供するために、健全な経営状況を維持しているか。」
- ・適正な会計手続きがなされているか。
  - ・効率的・適正な予算執行がなされているか。
  - ・経費の削減努力を行っているか。
  - ・安定的な運営を行うための財務力を有しているか。
  - ・利用者数増等の収支改善努力は行われているか。

となっており、「労働者名簿」「出勤簿」「事業計画書」「事業報告書」「収支予算書及び決算書」「法人決算書」など各種書類に基づき、確認を行い、記載されている。

## ＝監査の結果及び意見＝

現在、区が行っている指定管理者に対する実績審査においても、十分に評価を行っている部分もある。

例えば、職員体制や職員の勤務状況等に関する評価に関しては、労働者名簿や出勤簿、そして、資格通知書の写しなどにより、確認を行う事ができ、その実態を把握しているものと思われる。

しかしながら、

- ①「再委託」に関して、区への再委託報告が提出されている事のみにより、「適正な手続きがされている。」と評価されているが、「業務の再委託の協議について」で指摘している通り、一部の再委託の承認が漏れている。
- ②指定管理者が提出するふれあい館の指定管理料に関する「収支予算書及び決算書」により、「会計手続きの適正性」「予算執行の適正性」「経費削減努力の

有無」などが判断されている。しかしながら、別途、幾つかの項目において指摘をしているように、現在、提出されている収支予算書及び決算書の決算数値は実態を表しておらず、また、その決算数値の確認も行われていない状況において、正確な決算数値が報告されていない状態が継続している。このような状況において、収支予算書及び決算書により会計・予算等に関して適切に評価を行う事は出来ないものとする。

- ③事業報告書に掲載される利用者アンケートによって、「利用者数等の増加に対する改善努力」を判断している。各館の利用者アンケートを閲覧した結果、各館において利用者の評判は良く、また、利用者からの要望に対しても積極的に取り組む姿勢を十分に読み取る事ができる。しかしながら、「入館者数に対する評価について」で指摘している通り、実際に利用者数が減少しているふれあい館について、具体的な改善努力に関して区から質問を行い、指定管理者から回答を得て、その後、経過を監督する等の方法は採られていない。

など、指定管理者の実績に対する評価が十分に行われているとは言えない面も多い。

外部専門家による審査も書類のみで行われ、かつ、1施設あたり30分から1時間程度の間で書類の分析・審査・所見の全てを行うなど、非常に限られた時間の中で行われており、現状のそのような制度の下では、現在の結果も止むを得ないと言える。しかしながら、多様化する区民の要望に対してより効果的、効率的に対応するために、民間事業者の有するノウハウを広く活用し、区民へのサービスの向上及び行政のコストの縮減を図る事を目的として指定管理者制度を採用している中、その実績を十分に評価していない現状では、その目的を達成する事は難しいと言っても過言ではない。

今後は、提出される書面に関して、その作成方法及び作成様式などを指定管理者に提示し、同じ書類が正確に作成される仕組みを早急に構築・徹底するとともに、その書類の確認により認識された疑問点や改善点に対して、具体的にフォローしていく為の仕組みを構築する事が必要である。そして、審査に当たっては、定期的に幾つかの指定管理者を抽出し、実際に区の担当者及び外部専門家が実地調査を行い、区に提出された書類の内容を確認すると同時に、実際に行われている管理運営の状況を確認することが、指定管理者の実績に対する正確な審査につながるとともに、指定管理者に対する監督者としての牽制機能を発揮することにもつながると考える。

### 1 3. 指定管理者からの収支決算報告について

区と指定管理者の間で締結される「ふれあい館の管理に関する基本協定書」には

#### 第 25 条

乙（指定管理者）は、毎年度終了後、本業務に関し、甲（区）が指定する期日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書を提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

と規定されており、(3)の「管理経費等の収支状況等」を毎年度終了後、指定管理者は区に対して報告を行う事となっている。

これは、指定管理者から指定管理業務に関する人件費・管理費・運営費について実際の決算数値の報告を受けることにより、その指定管理者に対して支出される指定管理料の水準に関して判断を行う事を目的としている。

今回、包括外部監査を行うに当たり、区から事前に、各施設の指定管理者から提出された指定管理料に関する決算収支の報告書の提出を受けた。

#### ＝監査の結果及び意見＝

決算数値に関する指定管理者からの報告書をもとに、各施設においてその数値の確認を行ったが、その過程において次のような問題点があった。

- ① 決算数値の各項目に関して、その支出金額及び支出内容について、証憑等との突合を行ったが、施設によっては、指定管理料の決算数値に関する元帳など、その支出内容の確認を行う事ができる帳表が存在しない施設があった。

- ② 何らかの帳表がある施設においても、実際の決算数値と区へ報告された数値が異なる項目が多く、区への報告書の適正性を確認する事が出来なかった。

このように、各指定管理者から区に対して報告されている指定管理料の決算数値に関して、その正確性に大きな疑問が生じた為、今回、監査の対象とした5館のふれあい館を運営する各指定管理者に、決算数値の再集計及び報告を依頼した。

その結果、再集計し修正された報告書と当初の報告書との比較を行ったものが次頁以降の表である。

		西尾久ふれあい館				東日暮里ふれあい館				
		予算	当初報告(A)	再集計(B)	差異(B)-(A)	予算	当初報告(A)	再集計(B)	差異(B)-(A)	
人件費		33,815,928	33,815,928	29,281,699	-4,534,229	33,815,928	33,023,198	34,315,598	1,292,400	
管理費	職員旅費	6,000	0	0	0	6,000	6,000	6,000	0	
	光熱水費	電気	3,429,000	2,754,320	2,754,320	0	1,720,000	1,677,450	1,677,450	0
		ガス	60,000	52,348	52,348	0	1,183,000	955,793	955,793	0
		水道	370,000	341,861	341,861	0	404,000	391,150	391,150	0
	消耗品費	管理用	20,000	729,534	729,534	0	20,000	20,000	150,372	130,372
		館内美化用	43,000				43,000	43,000	73,549	30,549
		複写機用紙	10,000				10,000	10,000	10,000	0
		大人用AEDパドル	9,450	5,670	5,670	0	9,450	5,670	5,670	0
		蛍光灯・薬品等	66,000	116,321	116,321	0	66,000	66,000	69,538	3,538
		音楽室用楽器等	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋上緑化	0	0	0	0	0	0	0	0
	修繕費	物品修繕費	48,000	17,400	17,400	0	48,000	48,000	52,245	4,245
		家屋等修繕費	318,652	313,657	313,657	0	1,097,208	15,960	15,960	0
	役務費	電話料(事務用)	156,000	253,711	253,711	0	156,000	142,393	142,393	0
		電話料(ビック電話)	0	0	0	0	0	0	0	0
		NHK受信料	14,910	112,380	112,380	0	14,910	54,420	54,420	0
		NHK衛星受信料	23,100				23,100			
		CATV視聴料	31,320				31,320			
		ゴミ処理券購入	60,000	147,220	147,220	0	60,000	60,000	60,000	0
		洗濯代	66,000	0	0	0	66,000	66,000	66,000	0
		運搬費・支払報酬								
		受水槽清掃	147,000	42,000	42,000	0	0	0	0	0
		水質検査手数料	19,000				0	0	0	
	委託料	清掃委託	1,568,160	1,811,160	1,631,221	-179,939	1,569,600	1,351,746	59,346	-1,292,400
		非常通報装置保守	30,000	29,925	29,925	0	30,000	29,925	29,925	0
		自家用電気工作物保守	199,080	187,740	187,740	0	0	0	0	0
		空調機保守	207,000	0	0	0	207,000	173,756	173,756	0
増圧給水ポンプ保守		0	0	0	0	100,000	52,500	52,500	0	
消防設備保守		100,000	111,300	111,300	0	100,000	72,450	72,450	0	
エレベータ設備保守		800,000	441,000	441,000	0	800,000	163,800	163,800	0	
植え込み委託費	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他	複写機賃借料	120,000	279,280	279,280	0	120,000	120,000	168,668	48,668	
	利用者保険料	30,000	31,194	31,194	0	30,000	30,000	30,000	0	
	公租公課	0	0	0	0	0	0	0	0	
	健康管理費	57,700	75,421	75,421	0	57,700	57,700	57,700	0	
	研修会費・印刷製本費等									
	雑費					0	0	0	0	
	事務手数料	0	155,930	106,529	-49,401	0	0	0	0	
本部経費	0	0	300,000	300,000			1,800,000			
管理費計		8,009,372	8,009,372	8,080,032	70,660	7,972,288	5,613,713	6,338,685	724,972	
運営費	児童育成費	658,000	2,865,000	1,096,804	-1,768,196	658,000	653,958	653,958	0	
	高齢者レクリエーション事業費	409,000				409,000	399,571	399,571	0	
	新たなひろば館事業費	1,500,000				1,500,000	1,445,011	1,445,011	0	
	IT推進事業費	158,000				158,000	140,008	140,008	0	
	ふれあい館交流フェスタ	20,000				20,000	20,000	20,000	0	
	子育て講演会	60,000				60,000	60,000	60,000	0	
	お話し会・人形劇	60,000				60,000	60,000	60,000	0	
	運営費計	2,865,000	2,865,000	1,096,804	-1,768,196	2,865,000	2,778,548	2,778,548	0	
合計		44,690,300	44,690,300	38,458,535	-6,231,765	44,653,216	41,415,459	43,432,831	2,017,372	

		荒木田ふれあい館				荒川山吹ふれあい館				
		予算	当初報告(A)	再集計(B)	差異(B)-(A)	予算	当初報告(A)	再集計(B)	差異(B)-(A)	
人件費		33,815,928	33,815,928	34,017,426	201,498	33,815,928	32,394,848	31,442,718	-952,130	
管理費	職員旅費	6,000	13,290	13,290	0	6,000	34,530	54,530	20,000	
	光熱水費	電気	2,258,000	2,027,491	2,027,491	0	2,495,000	2,247,515	2,247,515	0
		ガス	877,000	771,395	771,395	0	55,000	57,271	57,271	0
		水道	401,000	403,007	403,007	0	695,000	668,457	668,457	0
	消耗品費	管理用	20,000	186,084	186,084	0	20,000	43,000	35,572	-7,428
		館内美化用	43,000	107,414	107,414	0	43,000	58,000	24,078	-33,922
		複写機用紙	10,000	0	0	0	10,000	54,332	74,932	20,600
		大人用AEDパドル	9,450	5,670	5,670	0	9,450	11,500	0	-11,500
		蛍光灯・薬品等	66,000	24,669	24,669	0	66,000	35,000	1,077	-33,923
		音楽室用楽器等	0	9,870	9,870	0	0	0	0	0
		屋上緑化	120,000	7,848	7,848	0	120,000	120,000	94,686	-25,314
	修繕費	物品修繕費	48,000	33,976	33,976	0	48,000	189,723	189,723	0
		家屋等修繕費	325,620	288,750	288,750	0	329,640	415,631	415,631	0
	役務費	電話料(事務用)	156,000	209,820	209,820	0	156,000	242,122	242,122	0
		電話料(ビック電話)	0	0	0	0	0	0	0	0
		NHK受信料	14,910	14,910	14,910	0	14,910	17,010	17,010	0
		NHK衛星受信料	23,100	23,100	23,100	0	23,100	23,100	0	-23,100
		CATV視聴料	31,320	31,320	31,320	0	31,320	31,320	25,200	-6,120
		ゴミ処理券購入	60,000	87,535	87,535	0	60,000	47,500	0	-47,500
		洗濯代	66,000	0	0	0	66,000	38,000	0	-38,000
		運搬費・支払報酬					0	0	606,324	606,324
		受水槽清掃	79,000	47,250	47,250	0	0	0	0	0
		水質検査手数料					0	0	0	0
	委託料	清掃委託	1,749,600	1,808,992	1,808,992	0	1,771,200	1,313,200	1,555,800	242,600
		非常通報装置保守	30,000	29,925	29,925	0	30,000	30,135	30,135	0
		自家用電気工作物保守	0	0	0	0	0	0	0	0
		空調機保守	207,000	221,865	221,865	0	207,000	230,000	223,125	-6,875
増圧給水ポンプ保守		0	0	0	0	100,000	52,000	47,250	-4,750	
消防設備保守		100,000	67,200	67,200	0	100,000	78,500	47,250	-31,250	
エレベータ設備保守		800,000	378,000	378,000	0	800,000	800,000	228,600	-571,400	
植え込み委託費	0	212,520	212,520	0	0	0	0	0		
その他	複写機賃借料	120,000	264,097	264,097	0	120,000	120,000	261,240	141,240	
	利用者保険料	30,000	340,370	340,370	0	30,000	40,910	40,910	0	
	公租公課	0	0	0	0	0	1,333,100	1,333,100	0	
	健康管理費	57,700	0	0	0	57,700	47,950	34,500	-13,450	
	研修会費・印刷製本費等					0	0	237,400	237,400	
	雑費					0	0	30,450	30,450	
	事務手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	
本部経費			0							
管理費計		7,708,700	7,616,368	7,616,368	0	7,464,320	8,379,806	8,823,888	444,082	
運営費	児童育成費	658,000	660,288	660,288	0	658,000	632,040	632,040	0	
	高齢者レクリエーション事業費	409,000	254,352	254,352	0	409,000	199,240	229,548	30,308	
	新たなひろば館事業費	1,500,000	1,595,882	1,595,882	0	1,500,000	1,400,419	1,645,957	245,538	
	IT推進事業費	158,000	98,129	98,129	0	158,000	161,016	109,356	-51,660	
	ふれあい館交流フェスタ	20,000	20,000	20,000	0	20,000	22,684	20,000	-2,684	
	子育て講演会	60,000	52,000	52,000	0	60,000	45,000	27,567	-17,433	
	お話し会・人形劇	60,000	0	0	0	60,000	30,000	50,000	20,000	
	運営費計	2,865,000	2,680,651	2,680,651	0	2,865,000	2,490,399	2,714,468	224,069	
合計		44,389,628	44,112,947	44,314,445	201,498	44,145,248	43,265,053	42,981,074	-283,979	

		汐入ふれあい館				
		予算	当初報告(A)	再集計(B)	差異(B)-(A)	
人件費		33,815,928	33,815,928	33,773,570	-42,358	
管理費	職員旅費	6,000	343,841	220,059	-123,782	
	光熱水費	電気	0	0	0	0
		ガス	0	0	0	0
		水道	0	0	0	0
	消耗品費	管理用	20,000	15,174	286,736	271,562
		館内美化用	43,000	32,623	74,689	42,066
		複写機用紙	10,000	7,587	32,367	24,780
		大人用AEDパッド	9,450	9,450	5,670	-3,780
		蛍光灯・薬品等	66,000	50,072	51,272	1,200
		音楽室用楽器等	0	0	0	0
		屋上緑化	0	0	0	0
	修繕費	物品修繕費	48,000	56,400	56,400	0
		家屋等修繕費	766,940	759,125	759,125	0
	役務費	電話料(事務用)	156,000	126,380	126,380	0
		電話料(レソク電話)	36,000	40,178	39,319	-859
		NHK受信料	14,910	0	0	0
		NHK衛星受信料	23,100	0	0	0
		CATV視聴料	31,320	31,320	31,320	0
		ゴミ処理券購入	60,000	45,521	68,320	22,799
		洗濯代	66,000	50,073	3,600	-46,473
		運搬費・支払報酬	0	0	62,272	62,272
		受水槽清掃	0	0	0	0
		水質検査手数料	0	0	0	0
		委託料	清掃委託	1,631,520	1,431,412	1,431,412
	非常通報装置保守		30,000	29,925	29,925	0
	自家用電気工作物保守		0	0	0	0
	空調機保守		207,000	206,092	206,092	0
	増圧給水ポンプ保守		0	0	0	0
	消防設備保守		100,000	64,575	64,575	0
	エレベータ設備保守		800,000	729,645	693,945	-35,700
	植え込み委託費	0	0	0	0	
	その他	複写機賃借料	120,000	91,041	415,800	324,759
		利用者保険料	30,000	160,915	160,915	0
公租公課		0	0	0	0	
健康管理費		57,700	43,776	98,137	54,361	
研修会費・印刷製本費等				159,383	159,383	
雑費		0	0	67,200	67,200	
事務手数料		0	0	0	0	
本部経費			346,656	346,656		
管理費計		4,332,940	4,325,125	5,491,569	1,166,444	
運営費	児童育成費	658,000	598,116	819,645	221,529	
	高齢者レクリエーション事業費	409,000	371,777	279,640	-92,137	
	新たなひろば館事業費	1,500,000	1,363,486	65,000	-1,298,486	
	IT推進事業費	158,000	143,621	107,866	-35,755	
	ふれあい館交流フェスタ	20,000	20,000	20,000	0	
	子育て講演会	60,000	0	0	0	
	お話し会・人形劇	60,000	368,000	368,000	0	
	運営費計	2,865,000	2,865,000	1,660,151	-1,204,849	
合計		41,013,868	41,006,053	40,925,290	-88,568	

この結果を見ると、監査の対象としたふれあい館全ての指定管理者からの決算数値について修正が行われた事となる。また、指定管理者によっては、その修正が多くの項目にわたっているケースもあった。

区が指定管理者より決算数値の報告を受けるのは、その報告をもとに指定管理料の水準を検討するとともに、指定管理者の指定管理業務の遂行状況を数値の面からも分析することを目的としている。

その数値の正確性を確認するために、区と指定管理者の間で締結される「基本協定書」に、区が管理経費等の収支状況等について指定管理者に対して説明を求める事ができる旨、規定されているが、現状においては、区による確認作業は行われていない。

今回のように、実際の決算数値とは異なる数値が区に報告されている事態が放置されていた状況は問題であり、また、報告される決算数値に関して区が確認を行っていない状況が、他の項目でも指摘を行っているように、指定管理者に対する監督・指導が十分に行われているとは言えない現状を招いている。

また、十分な経理水準を有する事も指定管理者に求められる能力の一つであるにも関わらず、区への決算収支の報告に正確性を欠いている現状は大きな問題と言わざるを得ない。

決算収支報告に関して、その作成・報告方法及び作成に用いた資料の作成・保管など、基本的な事項について指定管理者に周知徹底を図るとともに、「基本協定書」にも規定されている管理経費等の収支状況等に関する確認作業を行う事が必要である。多くの指定管理者が対象となる現状において、全ての指定管理者に対して確認作業を行う事は困難であるが、定期的に数者を選択し決算収支報告に関する確認を行う事等は、指定管理料に関する決算収支報告の精度を高める為にも必要である。